

亜細亜大学
学術文化紀要

ISSN 2436-9411 (オンライン)

第48号(2026)

[研究ノート]

許可求め表現の選択における相手への負担意識の影響

—— 母語話者と学習者の差異が顕著な場面に注目して ——

..... 小 竹 直 子 1

築地明石町に響いた教会の鐘「江戸のジャンヌ＝ルイズ」

—— 文明開化側面史（序） ——

..... 小 川 直 之 9

ホルスト・ブレーデカンブ『形象行為』：翻訳と解題

—— プラトンによる形象行為の確立（前半） ——

..... 馬 場 浩 平 21

アンドレス・ベリョ『カステイーリャ語文法』

日本語訳(9) 土 屋 亮 35

亜細亜大学「総合学術文化学会」規程 57

総合学術文化学会

2026年9月刊行 PDF 版

亜細亜大学

学術文化紀要

第 48 号

2026 年

総合学術文化学会

[研究ノート]

許可求め表現の選択における相手への 負担意識の影響

— 母語話者と学習者の差異が顕著な場面に注目して —

小 竹 直 子

The Influence of Perceived Imposition on the Choice of Permission-Seeking Expressions
— Focusing on Contexts with Marked Differences Between Native Speakers and Learners —

Naoko Kotake

Abstract

According to Brown and Levinson's politeness theory, in situations where speakers request permission to perform an action, they adjust their linguistic expressions based on considerations of how much inconvenience or burden their action may impose on the interlocutor. Drawing on questionnaire data from native speakers and learners of Japanese, this study shows that the choice of permission-seeking expressions is shaped by speakers' assessments of the burden imposed on the interlocutor. It further suggests that when learners choose expressions different from those used by native speakers, their assessments of the interlocutor's burden also differ. These findings indicate that even when learners have an adequate understanding of linguistic forms, differences in situational judgement can lead to differences in language use.

1. 研究の背景と目的

話者が自らの行為について他者に許可を求める場合、(1)のように二通りの動詞形式が用いられる可能性がある。本稿では、(1a)のような動詞テ形を用いた許可求め表現を「～シテモイイカ」、(1b)のような使役テ

形+授受動詞を用いた許可求め表現を「～サセテモラッテモイイカ」と呼ぶこととする。

(1) 今度の土曜はバイトを

a. 休んでもいいですか？

b. 休ませてもらってもいいですか？

小竹（2022）では、日本語母語話者に対するアンケート調査から、1）相手が目上の人か対等な立場の人か、2）当然許可されることが期待できるような内容か許可されにくい内容か、という2つの要素が許可求め表現の使い分けに関わっていることを明らかにした。具体的には、相手が目上であり、許可されることが期待しにくい場合には「～シテモイイカ」よりも「～サセテモラッテモイイカ」が選ばれやすいというものである。また、小竹（2022）は外国人留学生に対しても同様の調査を行い、上記と同様の傾向を確認すると同時に、留学生は当然許可されるような内容でも相手が目上であれば、母語話者よりも「～サセテモラッテモイイカ」を選ぶ割合が高かったことを報告している。しかし、留学生が許可を求める内容よりも相手が目上であるかどうかを手がかりに許可求め表現を選択しているのか、日本人学生との表現の選択傾向の違いが何を反映しているのか不明であった。

そこで本研究では、ポライトネス理論の観点から許可求め行為によって相手に負担をかける度合いの見積もりが表現選択に影響することを想定し、許可求め場面における表現選択と相手の負担度合いの評定について調査する。具体的な場面において日本語母語話者と外国人留学生が相手の負担をどのように見積もり、それが許可求め表現の選択に影響を与えているかどうかを分析する。

2. ポライトネス理論における「負担の大きさ」という影響要因

本節では、相手の負担という尺度が許可求め表現の選択に影響すると考える理論的背景を押さえておきたい。

ブラウン＆レビンソン（Brown & Levinson 1987）のポライトネス理論で

は、「人は誰しも他者から認められたい（積極的フェイス）」「邪魔されたくない（消極的フェイス）」といったフェイスを持っていると定義し、それを脅かされる行為を FTA（Face Threatening Act：フェイス脅かし行為）と呼んでいる。そして、ある言語行為において相手のフェイス侵害度がどの程度であるかは、話し手と聞き手の社会的距離、聞き手の話し手に対する力、行為の負担度によって見積もられるとされている（滝浦 2008, p.30、宇佐美 2024, p.60）。たとえば、友だちにノートを借りてコピーしたいと思って許可を求める場合、友だち関係にある話し手と聞き手の社会的距離は近く、聞き手が行使できる権力や影響力は大きくないと考えられる。しかし、コピーを手に入れるという話し手の利益のために聞き手は一時的にノートを使えない不便さを受け入れなければならず、聞き手の行動に一定の制限を加えることになる。これをどう見積もるかによって、話し手が聞き手の負担を軽減するために言語的配慮をとるかどうかが決まると言える。「～サセテモラッテモイイカ」は「～シテモイイカ」に比べて、話者側の利益・恩恵を強調することで相手を立て、相手に敬意を示すことで消極的フェイスに配慮する手段として使われると考えられる（滝浦 2008, p.40、山岡・牧原・小野 2010, p.155、蒲谷 2024, p.13）。

以上の理論を踏まえると、許可求め場面において自分の行為が相手に負担をかけるものであればあるほど、より「～サセテモラッテモイイカ」が選択されることが予想される。そこで、日本語母語話者と外国人留学生の許可求め表現の選択傾向と相手の負担度合いの評定を比較することで、両者が許可求め場面をどう捉え、相手の負担をどう見積もって表現形式を選択しているかを分析することができる。

3. 調査の概要と結果

本調査は、ある場面で相手に許可を求める際、日本語母語話者と外国人留学生の相手の負担度合いの評定値と許可求め表現の選択傾向を比較し、許可求め表現の選択傾向の違いと相手の負担度合いの評定との関係を明ら

かにすることを目的としている。

調査は2回に分けて行われた。1回目は予備調査として20種類の場面における許可求め表現の選択傾向を外国人留学生と日本人学生を対象としたアンケートによって調査した。予備調査は2026年2月2日から10日の間に行われ、留学生17名、日本人学生12名から回答があった。この調査結果において留学生と日本人学生の回答傾向の違いが顕著だった場面4つを本調査で扱う¹⁾。本調査では、以下の4つの場面において、相手に許可を求める場合「～シテモイイカ」「～サセテモラッテモイイカ」のどちらを選択する割合が多いか、そして、それらの場面で相手に負担をかける度合い、相手に迷惑をかける度合い、相手が嫌な気持ちになる度合いを7段階で評価してもらった。回答者が予備調査と重ならないように予備調査とは別の学生に協力を依頼した。本調査の概要は以下のとおりである。

【実施期間】2026年4月9日～24日

【回答者数】留学生23名、日本人学生15名

(留学生の国籍：中国11名、ミャンマー5名、ベトナム4名、マレーシア1名、カンボジア1名、タイ1名)

【使用場面】

〈場面①〉あなたは友だちの家に遊びに来ています。スマホの充電が少なくなり、充電させてもらいたいと思っています。

A：ここでスマホ、充電してもいい？

B：ここでスマホ、充電させてもらってもいい？

〈場面②〉あなたは大学の課題を友だちと一緒にやっています。あなたは講義を1回欠席していて、その部分でわからないところがあるので、友だちの講義ノートのコピーさせてもらいたいと思っています。

A：そのノート、コピーしてもいい？

B：そのノート、コピーさせてもらってもいい？

〈場面③〉あなたは大学の授業中に体調が悪くなり、保健室に行きたい
と思いました。講義の途中で先生のところに行き、保健室に
行く許可を求めます。

A：保健室に行ってもいいでしょうか／よろしいでしょうか？

B：保健室に行かせていただいてもいいでしょうか／よろしいでしょ
うか？

〈場面④〉あなたは友だちの一人暮らしの家に泊まりに来ています。あ
なたは今日、着替えを持って来ていません。着ていたシャツ
が汚れてしまったので、友達の家洗濯機を使いたいと思っ
ています。

A：洗濯機を使ってもいい？

B：洗濯機を使わせてもらってもいい？

上記の各場面で相手に許可を求める場合、A と B の表現のうちどちら
を使うか、あるいは、どちらの表現も使わない場合は「その他」に表現を
記入するよう指示した。

調査の結果、各場面における留学生・日本人学生それぞれの許可求め表
現の選択数と選択割合は表 1 のとおりであった。

表 1：各場面における許可求め表現の選択数と選択割合

		留学生 (23 名)	日本人学生 (15 名)
場面① スマホ	～シテモイイカ	15 (65.2%)	4 (26.7%)
	～サセテモラッテモイイカ	7 (30.4%)	11 (73.3%)
	その他	1 (4.4%)	0 (0.0%)
場面② ノート	～シテモイイカ	7 (30.4%)	1 (6.7%)
	～サセテモラッテモイイカ	14 (60.9%)	14 (93.3%)
	その他	2 (8.7%)	0 (0.0%)
場面③ 保健室	～シテモイイカ	5 (21.7%)	9 (60.0%)
	～サセテモラッテモイイカ	17 (73.9%)	5 (33.3%)
	その他	1 (4.4%)	1 (6.7%)
場面④ 洗濯機	～シテモイイカ	7 (30.4%)	3 (20.0%)
	～サセテモラッテモイイカ	15 (65.2%)	11 (73.3%)
	その他	1 (4.4%)	1 (6.7%)

また、相手の負担度合いをどう見積もっているかを知るために、「相手はどのくらい迷惑だと感じると思うか」「相手にどのくらい負担（お金・時間・手間など）がかかると思うか」「相手はどのくらい嫌な気持ちになると思うか」という質問を設定し、それぞれ1～7の7段階で評定してもらった。留学生と日本人学生の平均評定値は表2のとおりである。

表2：各場面における相手の負担度合いの平均評定値

		留学生	日本人学生
場面① スマホ	相手が迷惑だと感じる度合い	2.30	3.40
	相手にかかる負担の度合い	2.43	3.47
	相手が嫌な気持ちになる度合い	2.48	3.00
場面② ノート	相手が迷惑だと感じる度合い	3.83	4.13
	相手にかかる負担の度合い	4.09	3.67
	相手が嫌な気持ちになる度合い	4.17	4.20
場面③ 保健室	相手が迷惑だと感じる度合い	3.30	2.93
	相手にかかる負担の度合い	3.43	2.60
	相手が嫌な気持ちになる度合い	3.48	2.73
場面④ 洗濯機	相手が迷惑だと感じる度合い	3.91	4.53
	相手にかかる負担の度合い	3.61	4.60
	相手が嫌な気持ちになる度合い	3.22	4.00

4. 結果の考察とまとめ

調査の結果から、日本人学生も留学生も相手の負担度合いが高いと判断する場合に「～サセテモラッテモイイカ」がより選択されやすい傾向にあることが観察された。ただし、相手の負担度合いの判断において留学生と日本人学生の間に程度差が見られる場面があった。友だちの家でスマホの充電をさせてもらう場面（場面①）では、留学生よりも日本人学生のほうが相手の負担度合いを高く見積もっており（最大1.14ポイント差）、許可求め表現として「ここでスマホ、充電してもいい？」よりも「ここでスマホ、充電させてもらってもいい？」がより選択された（42.9ポイント差）。また、授業中に保健室へ行く許可を得る場面（場面③）では、日本人学生よりも留学生のほうが相手の負担度合いを高く見積もり（最大0.83ポイント差）、「保健室に行ってもいいですか？」よりも「保健室に行かせていただいても

いいですか」をより選択していた（40.6 ポイント差）。

これらの結果は、自分の行為が相手にとって負担になるかどうかの判断に違いがあることが言語表現選択に影響したことを示唆していると考えられる。²⁾ 今回の調査は回答者数が少なくあくまで仮説の域を出ない。しかし、非母語話者が母語話者とは異なる言語表現を用いる不自然さの原因が、言語形式の理解不足ではなく、その表現を使うべきかどうかの判断そのものの相違に起因する可能性を示しているとすれば、日本語教育の観点から一考の価値がある。

たとえば、サービス業従事者と顧客の関係において、日本ではサービス提供者が顧客よりも丁寧な表現形式を用いることが期待されている。そして、このような社会的な前提が依頼や許可求めの表現選択に大きく影響を与えると推測される。非母語話者がこの前提を持たない場合、社会の期待値よりも丁寧な表現形式を使う動機づけに欠けるかもしれない。あるいは、十分な理解に至らないまま過剰適応による不自然さを生じるかもしれない。このように判断そのものの相違によって日本語表現運用の不自然さが生じるとすれば、日本語教育においては「意味」と「形式」のつながりのみならず、「意味」の形成そのもの、すなわち、表現意図と言語的手段のつながりを重視して指導する必要があると言える。

今後は、許可求め場面に限らず、相手の負担に配慮を必要とする場面で、母語話者と非母語話者の相手の負担度合いの判断と言語使用の違いを観察したい。それにより、日本語学習者の言語表現選択が日本語母語話者の規範とずれる場面を特定できれば、日本語教育への応用の観点から有用であると考えられる。

注

- 1) 予備調査で扱った 20 の場面のうち、「～シテモイイカ」と「～サセテモラッテモイイカ」の選択割合が日本人学生と留学生で逆の結果であった場面は 9 つあった。そのうち、日本人学生・留学生ともに選択割合の差が 18% 以上開いており、且つ選択人数の合計が全体の 37% 以上だった 4 つを差が顕著で

あると判断し、本調査で扱った。

- 2) 本調査の結果から相手の負担の平均評定値が3ポイント以上になる場面で「～サセテモラッテモイイカ」が選択されていた（日本人学生では場面①、②、④、留学生では場面②、③、④）。場面①と場面③では日本人学生と留学生のどちらかが3ポイントを下回り、それに応じて表現選択の傾向が異なっている。このことから、少なくとも本調査の結果からわかる範囲においては、相手の負担度合いの見積りの違いが表現選択の違いに反映されていると考えられる。

参考文献

- Brown, P. and Levinson, S. (1987) *Politeness : some universals in language usage*, Cambridge University Press.
- 宇佐美まゆみ (2024) 『ポライトネス理論：発話行為から談話へ』 大修館書店.
- 蒲谷宏 (2024) 「待遇コミュニケーションとしての『サセテイタダク』に関する考察」『日本語学研究と資料』第47巻、pp.1-23.
- 小竹直子 (2022) 「許可求めにおける丁寧度の判断—『シテモイイデスカ』と『サセテモラッテモイイデスカ』の違いに注目して—」『亜細亜大学学術文化紀要』第39号、pp.71-89.
- 滝浦真人 (2008) 『ポライトネス入門』 研究社.
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹 (2010) 『コミュニケーションと配慮表現：日本語語用論入門』 明治書院.

[研究ノート]

築地明石町に響いた教会の鐘 「江戸のジャンヌ＝ルイーズ」

— 文明開化側面史（序） —

小 川 直 之

“Jeanne-Louise of Edo”, a bell ringing in Tsukiji-Akashichō
— A short introductory essay on the History of the Westernization in Japan during the Meiji era —

Naoyuki Ogawa

Abstract

This paper analyzes Tsukiji Akashichō as a site that reveals an alternative facet of Meiji-era modernization in Japan. The two districts the paper focuses on represent the different sides of Bunmei-Kaika: Ginza, a symbol of Europeanization, and Tsukiji, its neighbor, which had a district reserved for foreigners; yet despite these ongoing changes, it also retained a reminiscence of Edo culture. Focusing on the Catholic church bell “Jeanne-Louise of Edo,” cast in France in 1876, the study traces the transnational flows of religion, education, and urban culture. Using literary, artistic and historical sources and perspectives, the author discusses the hybrid qualities of Tsukiji at the time and explores the complexities of Meiji-era modernization.

1. はじめに

中央区築地明石町、聖路加国際病院のはすかに、築地カトリック教会の聖堂が建っている。門を入った右手に、銅製の鐘が吊るされていて、名をジャンヌ＝ルイーズ Jeanne-Louise という。

明治維新の直後に外国人居留地に指定されたこの界限には、禁教を解か

れたキリスト教各派が創立・運営する教会、ミッションスクール、病院が立ちならんだ。立教学院、明治学院、青山学院、女子学院、雙葉学園等の前身となる学校がこの地で発祥し、やがて築地カトリック教会の敷地内に暁星学園、さらに教会付属の幼稚園として聖ヨゼフ幼稚園（平成19年閉園）、そして明治17（1884）年にはのちの聖路加国際病院が誕生したのである。そもそも、福澤諭吉が慶應義塾大学の前身である蘭学塾を開いたのもこの一角だった。

欧米列強諸国との不平等条約の撤廃が完了した明治32（1899）年、外国人居留地は廃止されて日本人も住めるようになったが、そのあともここには異国の雰囲気はただよい、さらに、大正12（1923）年の関東大震災で「異人館」と呼ばれていた洋館がほぼ壊滅したあとも、異国情緒は色濃く残った。ただしその異国情緒は、居留地の北側に隣接し、文明開化の象徴として近代化の最先端をいく銀座のそれとは趣を異にするものだった。

この研究ノートは、銀座の隣町である築地、とりわけ築地明石町の文化史を研究するために、その見取り図を素描するものである。

2. 透谷、文明開化を「漫罵」する

日本浪漫主義の先駆け北村透谷（1868-94）は、25歳で自死する前年の明治26（1893）年の秋、「漫罵」と題した随筆を書き残した¹⁾。

冒頭、「一夕友と与（とも）に歩して銀街を過ぎ、木挽町に入らんとす」（括弧は筆者。以下同様）と語りはじめる。銀街とは銀座のことである。明治11（1878）年、この銀座は御城（現皇居）の堀に架かる数寄屋橋御門寄りに位置した元数寄屋（もとすきや）町（現・数寄屋橋公園付近）に、赤煉瓦建ての東京府立泰明小学校が創立された。透谷は生まれこそ相模国の小田原だが、この泰明小学校を卒業している。本名を門太郎といい、透谷（とうこく／すきや）というペンネームはこの「数寄屋」に由来する²⁾、いわば地口である。透谷にとって、銀座は勝手知ったる横丁だった。4つ年下に島崎藤村がいた。

友人と連れ立ち、ガス灯のともる煉瓦街の銀座から、木挽町（現在の東銀座一帯）を経て築地にむかって歩いていたのだろう。今でいえば晴海通りを南下していたわけだが、現在は車輛の行き交うこの大通りも、当時は一本西側のみゆき通りの裏通りとしての気配が濃かった。昭和の時代にすべて埋め立てられたが、当時は今の銀座中央通りと昭和通りの中間に三十間堀という運河が流れており、そこにかかる三原橋（これも橋梁の跡が残るのみである）に至ったとき、銀座の喧騒をのがれてひところちつた透谷は、掘割に映る人家の影をながめつつ、「はじめて詩興生ず」としておもむろに嘆いてみせる、「われ惘然として歎ず、今の時代に沈厳高調なる詩歌なきは之を以てにあらずや」と。そして、銀座の文化・風俗をひととおりあげつらったうえで、

「今の時代は物質的の革命によりて、その精神を奪はれつつあるなり。その革命は内部において相容れざる分子の撞突より来りしにあらず。外部の刺激に動かされて来りしものなり。革命にあらず、移動なり。」（波線は筆者）

と喝破するのである。

そして透谷はこのあとも、明治日本の文明開化をうわべだけの改革として漫然と、しかし痛烈に罵ることしきりで、タイトル「漫罵」のゆえんである。

17年後の明治43（1910）年に発表された森鷗外の短編小説『普請中³⁾』において、主人公の明治政府参事官である渡辺は、歌舞伎座（明治22年、木挽町に開場）のまえで路面電車を降り、みゆき通りに架かっていた采女橋のたもとで明治6年から日本初の西洋レストラン兼ホテルとして営業していた築地精養軒⁴⁾に到着する。開店までの時間、応接室に通されるが、館内は大工仕事にぎやかだ。給仕のサービスは行き届かず、装飾もちぐはぐである。ほどなく、ドイツ女性とおぼしきむかしの恋人があらわれる。

「大そう寂しい内ね」という女に対し、渡辺は「普請中なのだ。さっき

まで恐ろしい音をさせていたのだ」とにべもない。歌手として演奏旅行中の彼女はいまやポーランド男の愛人で、ロシアから日本に寄り、このあとアメリカに渡るらしい。渡辺は、「それが好い。ロシアの次はアメリカが好かろう。日本はまだそんなに進んでいないからなあ。日本はまだ普請中だ」ともらす。そして、手袋をはずした手を差し出しながらキスを求める女を、男は顔をしかめつつ「ここは日本だ」と言って撥ねつける。晚餐を終えると女は車に乗り、「燈火の海のような銀座通を横切って」情夫の待つ芝愛宕の投宿先に帰っていくのだった。

『漫罵』の直後に日清戦争を戦い、『普請中』の5年前には日露戦争にも勝利した明治日本は、大国の仲間入りを果たして文明開化に成功したかに見えた。しかし、透谷の痛罵と鷗外の作中人物による批評が突発的放言でなかったことは、すでに明治初期に歌われていた「散切り頭を叩いてみれば、文明開化の音がする」という都々逸や、夏目漱石（1867-1916）が『現代日本の開化』と題しておこなった明治44（1911）年の有名な講演において、日本の近代化が西洋諸国におけるような「内発的」なものでなく、西洋文化との接触を要因とする「外発的」なものであったと指摘したことに⁵⁾も見てとれるとおりである。

そもそも銀座に煉瓦街が出現したのは、明治7（1874）年のこと。明治5（1872）年2月26日に馬場先門外から出火した東京大火は、銀座一帯を飲み込んだあと、三十間堀を越えて築地まで全焼した。このあと明治新政府と東京府は首都復興を図るさい、「火事と喧嘩は江戸の華」からの脱却を図り、不燃都市の建設という再開発計画を立てた。そしてその目玉となったのが、銀座の煉瓦街化だったのである。⁶⁾

たしかに、鹿鳴館や煉瓦街、そして築地精養軒に代表される銀座は、にわか造りの近代日本を象徴するトボスとみなすことができるだろう。しかしながら、透谷が歩いた銀座木挽町の目と鼻の先には築地があり、築地には明石町があった。ここに、文明開化のもうひとつの側面をながめることができそうである。

3. 築地外国人居留地の開設と築地教会の「江戸のジャンヌ＝ルイズ」

よく知られているように、家康が入府したころ、江戸湾は現在の皇居日比谷濠に迫っており、銀座は江戸の初期に埋め立てられてできた町で、銀座とは駿府にあった銀貨鑄造所をここに移転したためにつけられた地名である。築地についてはなおさらのことで、ここは明暦3（1657）年の明暦の大火で浅草にあった西本願寺別院が焼失し、その代替地として造成された土地である。そして江戸も後期になると、寺院が多く集まるとともにその周辺には武家屋敷がたちならび、のちに築地場外市場となったときに呈していた活況とはまったく別の街並みを見せていた。

こんにちの聖路加病院とあかつき公園の付近には忠臣蔵で有名な浅野匠頭の上屋敷が広がり、中津藩（大分県）奥平家の中屋敷も置かれていた。ここで、藩医の前野良沢（1723 - 1803）が杉田玄白（1733 - 1817）と「解体新書」を和訳し、幕末には藩士福澤諭吉が蘭学塾（慶應義塾の前身）を開くことになる。

そして、安政5（1858）年、アメリカと幕府の交渉により開港条約が締結されたとき、開港に恰好の場所とされたのが、銀座の隣町で、隅田川河口に位置し、江戸湾に面している築地の鉄砲洲およびその周辺だった。もっとも、攘夷運動の高揚と維新の混乱の影響で開設が遅れ、ようやく明治元年になってから

新政府がこれを実現した。⁷⁾ いったん開設されると、1区画 500 坪単位で「競り貸し」され、明治 10（1877）年時点で、約 100 人の外国人が居留していた。さらに、



ガーディナー作築地居留地鳥瞰図：立教大学 HP より転載
https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/rikkyo_archives/photo/01.html

となりの小田原町（現在の築地6丁目）に設けられた雑居地には、その4倍ほどの外国人が入り、合計すれば9ヘクタールにおよぶ居留地が誕生した。⁸⁾

整然と区画整理された敷地には、「異人館」と呼ばれた外国公館、西洋風の邸宅やホテルが建った。また、キリスト教は維新後もひきつづき禁制とされていたものの、そのままでは欧米諸国との不平等条約の改正など望むべくもない。明治6（1873）年2月24日、国禁の高札廃止の布告が出されて信教の自由が認められてキリスト教の布教も可能となり、キリスト教各派の教会やそれらに付属する学校・病院も続々と建設された。そのなかのひとつが、東京最古のカトリック教会、聖ヨゼフを守護聖人とする築地教会である。

明治7（1874）年7月2日、東アジアへのカトリック布教をミッションとするパリ外国宣教師会の宣教師ジャン＝マリエ・マランは外国人居留地の35番と36番を借り受けて聖堂を建て、この地で⁹⁾の布教を開始した。

明治10（1877）年には、パリ外国宣教師会の命を受け、同教会のピエール＝マリー・オズーフ（1829-1906）司教が来日し、築地教会に東京大司教区の司教座（カテドラル）を置くとともに、煉瓦造りの本格的なゴシック式の聖堂を建設した。そして、この聖堂の献堂式が執り行われた翌年以降、大正9（1920）年に司教座が関口教会（文京区関口）に移るまで、築地教会は司教座聖堂として東日本のカトリックの中心地となった。

この聖堂は大正12（1923）年の関東大震災で全焼し、現在の聖堂は昭和2（1927）年に再建されたものだが、震災の火災のあと、ひとつだけ焼け残ったものがあつた。それが「江戸のジャンヌ＝ルイーズ」である。現在、この鐘は教会の門の右わきに提げられており、「舌」についている縄をゆらして「打ちどころ」に当てると、ややくぐもった音が響く。銅製で、「竜頭」（りゅうず。鐘をつるすためのつり手部分）は約30cm、高さ約95cm、「口」の直径が68cm。裾にかけての表面は火災の跡が痛々しいが、両面に刻まれているフランス語の銘文の一部に、以下を読むことができる。

JESUS MARIE JOSEPH
JE SUIS VENUE DE RENNES EN
L'ANNEE 1876

A. HARVARD A. VILLEDIEU
A. MADIOT A. RENNES

NOMMEE JEANNE LOUISE DE YEDO
LE R.P. LEMARECHAL
ETANT MISSIONNAIRE APOSTLIQUE
A YEDO



江戸のジャンヌ＝ルイーズ
(撮影筆者)

イエズス様、マリア様、ヨゼフ様
わたしは 1876 年にレンヌから参りました
(レンヌにおける鐘の製作者名¹⁰⁾)

江戸のジャンヌ＝ルイーズとなづけられました
江戸の伝道宣教師である
R. P. ルマレシャル (によって)

「レンヌ」はフランス北西部ブルターニュ地方の都市、「ルマレシャル」は築地教会の第 2 代主任司祭ジャン＝マリ＝ルイ・ルマレシャル神父 (1842-1912) のことで、この鐘の発注者でもある。

しばしば、教会の鐘には名前がつけられる。さらに、フランス語では鐘にあたる名詞 cloche (クロシュ) が女性名詞であることから、女性の名前がつけられることが多いが、例外もある。有名な例としては、パリのサクレクール寺院の「マルグリット」(別名「サヴォワの娘」。1891 年鑄造、現存せず) は女性名である。パリのノートルダム大聖堂には計 21 基の鐘があってすべてに名前がつけられており、「マリ Marie」(初回鑄造は 1378 年)

は女性だが、「エマニュエル Emanuel」(1685年鑄造、重量13トン)は男性である。¹¹⁾

ところで、このジャンヌ＝ルイズには妹がいる。上に述べた関口教会に残るアドレード＝ジョゼフィーヌ Adelaide-Joséphine という名の鐘である。もともと築地教会では、この姉妹の鐘がならんで鳴らされていた。東京大司教区の司教座が関口教会にうつされた際、アドレード＝ジョゼフィーヌのみ明石町から文京区関口に連れていかれたのである。

そして彼女を寄進したのが、明治維新政府のお雇い外国人で、民法草案の起稿と法学教育の分野で多大な貢献のあったギュスターヴ・ボワソナード(1825-1910)である。ボワソナードは、明治6(1873)年に来日し、途中明治22(1889)年に一時帰国するものの、明治28(1895)年まで滞在した。その間、お雇い外国人の任務の枠を出て、自白を強要するための拷問がふつうに行われていた刑事手続きにおどろいて拷問廃止を政府に進言したり、政府の外交顧問をつとめたり、ロシアに対抗するために日本・中国・(李氏)朝鮮の三国同盟を唱えるなど、無私の精神で日本国に尽くした。我が国の恩人である。明治天皇の信頼も厚く、死の前年に勲一等旭日大綬章を受賞している。¹²⁾ボワソナードが築地教会に鐘を寄進したのは、彼がここに通っていたからだと推測される。

もっとも、ボワソナードは外国人居留地に住まず、永田町1丁目4番地5に居を構えていた。¹³⁾これはボワソナードが特別だったわけではない。政府の思惑とは異なり、お雇い外国人たちの多くは自身の雇い主である省の所在する官庁街に住むことを好んだようだ。

4. 鎬木清方と「築地明石町」

昨年の初冬、筆者は日本近代美人画の名作、鎬木清方の「築地明石町」(昭和2年)「新富町」(昭和5年)「浜町河岸」(昭和5年)を、ごく間近で観る機会を得た。このうち「築地明石町」は、画集で観ていたときのイメージどおり繊細なエロティシズムただよう一幅だったが、背景と細部に目

を凝らしてみたところ、朝顔が絡む柵の淡い水色が外人住居の前庭を囲う柵を塗ったペンキの水色であること、左奥にスケッチされている船の上部にかすかに見えるのがマストと帆であること、さらに、羽織からのぞいた左手の薬指に金の指輪が光っていることが確認できた。つまり、他の連作二つと異なり、ここには江戸情緒があるだけでなく、清方が外国人居留地にかぎっていた異国情緒も描きこまれているのである。

清方じしんが本作に添えた「詞書」に書いている。

居留地なる異人館の
垣に絡みて
まだ咲き残る薺（あさがお）の
いと小さき花をつけたり
築地の海は雲母色の靄
深くたちこめて
朝冷えは膚に沁む
袖かき合せて
ふとかへり見る
いぎりす巻の女の瞳に
澄むや秋¹⁵⁾



錦木清方「築地明石町」
1927年、国立近代美術館
所蔵。東京国立近代美術館
HPより

明治11年神田に生まれ、幼少期から築地界隈で育った清方は、昭和9年にエッセイ「築地川」を発表し、築地について、「殊に新興明治の匂いが、都会のおちつきの上へさらに新鮮味を加えて、亀井戸、向島の伝統の江戸趣味とは全く違った雰囲気¹⁶⁾を醸し出したのであった。」と述べ、この町を「都会の中心にあるこの小さな水郷」と呼んだ。そして、築地川をはじめ

とする幾筋もの小ぶりの川が縦横に流れ、南北に走る掘割が町ぜんたいを分けるさまを、懐旧の念をこめた筆致で活写している。

東京湾にそそぐ隅田川の河口に造成された土地であるため、築地は三方を水に囲まれており、むしろ島と呼ぶのがふさわしい地形をなしていた。東京湾の汐の香りまでがとどくようだ。街なかを縦横に走る水路や運河を擁する旧い街をヴェニスにたとえるが、かつての築地もまたこのイタリアの古都を髣髴させるたたずまいを見せていたのだろう。

川の町であるということは、橋の町でもあるということだ。じっさい築地には、かつて7本の橋がかかっていた。この環境を仕掛けとして活かしたのが、三島由紀夫の短編『橋づくし』¹⁷⁾ (1956年)である。

旧暦8月15日、つまり十五夜、暮れなずむ築地が舞台である。新橋の高級料亭の娘である満佐子が、老若ふたりの芸妓と連れ立ち、めいめいが願掛けをしたうえで、三吉橋、築地橋、入舟橋、暁橋、堺橋、備前橋をめぐる。あらすじだけをたどれば古風な作品という印象を受けるが、ユーモアとサスペンスが濃厚だ。そもそも彼女たちの願事^{ねざごと}がかなうには、三つの規則が守られなくてはならない。七つの橋を渡りきるまで口をきいてはならない、知り合いに話しかけられてはいけない、おなじ道を通ってはならない。

もちろん、その舞台となっているのは明治の築地ではなく、「昭和通り」や「中央区役所」、そして築地橋の「川下に見える生命保険会社の赤いネオン」もある昭和の築地である。しかし、登場人物の身分や所作と相まって、江戸と明治の気配は隠しようもない。

『橋づくし』の時代よりさらに変貌した町になっていたとはいえ、築地をたびたび訪れた浅草生まれの作家池波正太郎は、昭和58年の『池波正太郎の銀座日記』に、「かの浅野匠頭の屋敷があった〔あかつき公園〕のあたりから、聖路加病院の周辺をぶらぶら歩いていると、まるでフランスの町にでもいるようなおもいがする。」¹⁸⁾と感想をもらしている。あかつき公園は、すでに埋め立てられていた築地川に架かっていた暁橋のたもとか

ら隅田川にむかう地域に、昭和 46 年、中央区によって造営された公園である。町の息づかいや表情を嗅ぎとることに長け、フランスをたびたび旅した作家は、昭和のおわりの明石町に、外国人居留地の残り香を嗅いだのだろう。

明治 27 年から、明治日本の悲願であった欧米との不平等条約の改正が徐々に進められ、ついに明治 32 年その全廃が実現した。それと同時に外国人居留地も廃止されたが、外国人の治外法権が撤廃されただけで、多くの教会やミッションスクールはそれまでどおり活動をつづけていった。そして、この小さな町で芽を出した学校の多くはよその土地にうつり、やがて大きな花を咲かせた。

また、川と掘割が消え、江戸の情緒も異国の情緒も消え去ったかに思えたあとでも、築地明石町にはその残り香のようなものが立ちこめていたようだ。それは、あるときは小説家に、あるときは画家に、またあるときは思想家にインスピレーションを与えてきた。今後の課題としたい。

注

- 1) 『北村透谷選集』（勝本清一郎校訂）岩波書店（岩波文庫）、1970 年、321-324 頁。以下、引用は同書から。
- 2) 前掲書「解説」。
- 3) 森鷗外『山椒大夫・高瀬舟』新潮社（新潮文庫）、1968 年、18-27 頁に所収。以下、引用は同書から。
- 4) 同地には、のちに銀座東急ホテルが開業し、現在は時事通信ビルが建っている。
- 5) 夏目漱石『私の個人主義』講談社学術文庫、1978 年に収録。
- 6) 『都史紀要三 築地居留地』東京都編、昭和 30 年；川崎房五郎『新版 文明開化東京—明治東京史話—』光風社出版、1984 年（同じ著者による『明治東京史話』1968 年の改版）；藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、1982 年を参照。
- 7) この間の事情については、東京都編『都市紀要四 築地居留地』「第一篇 江戸開市不能事情」昭和 30 年が詳しい（本書は昭和 25 年『東京開市と築地

居留地』と題して東京都が刊行したものを訂正増補したもののだが、実際は都の職員で文書課文書係に所属していた川崎房五郎の手になるものである)。

- 8) 石塚裕道、成田龍一『東京都の百年』山川出版社、1986年。
- 9) カトリック築地教会の歴史については、『カトリック築地教会 150 周年記念』築地教会 150 周年記念誌編集委員会編、2024 年を参考にした。
- 10) 鐘に添えられた説明プレートによる。
- 11) 鐘の「洗礼」については、P・ザルトーリ『鐘の本—ヨーロッパの音と祈りの民俗誌』吉田孝夫訳、2019 年、八坂書房、第 2 章；A・コルバン『音の風景』小倉孝誠訳、1997 年、藤原書店；Thierry GONON et SFC, *Les noms des cloches au Moyen Age*, [Microsoft Word - Noms aumoyenage.doc](#) (2026 年 6 月 7 日閲覧)、パリのノートルダム大聖堂の鐘については、[Les cloches de Notre-Dame - Cathédrale Notre-Dame de Paris](#) (2026 年 6 月 7 日閲覧) を参照。
- 12) ボワソナードの思想と生涯については、大久保泰甫『日本近代法の父 ボアソナード』岩波新書、1977 年を参照。
- 13) 『都市紀要四 築地居留地』前掲書の「附表 A 自明治四年至明治九年末居留地外居住外人表」；『資料 御雇外国人』ユネスコ東アジア文化研究センター編、小学館、1970 年、407 頁。
- 14) 鎌倉初公開特別展「あの人に会える！清方の代表作《築地明石町》三部作」令和 7 年 10 月 25 日～11 月 30 日、鎌倉市鐺木清方記念美術館開催。
- 15) 『鐺木清方文集 1 制作餘談』山田肇編、白凰社、1979 に所収の「築地明石町の文」より。
- 16) 鐺木清方著、山田肇編『随筆集 明治の東京』岩波書店、1989 年、85 頁。以下、引用は同書から。
- 17) 三島由紀夫『花ざかりの森・憂国』新潮文庫、2020 年に収録。
- 18) 『銀座百点』銀座百点会、昭和 58 年 7 月号。

[研究ノート]

ホルスト・ブレーデキャンプ『形象行為』：翻訳と解題

— プラトンによる形象行為の確立（前半） —

馬 場 浩 平

Übersetzung und Kommentar: Horst Bredekamp, *Der Bildakt* (2015)

— Platons Begründung des Bildakts (1. Teil) —

Kohei Baba

Abstract

Die vorliegende Arbeit bietet eine kommentierte Teilübersetzung des ersten Abschnitts „Platons Begründung des Bildakts“ aus Horst Bredekamps *Der Bildakt* (2015, S. 44–47). Der einleitende Kommentar verortet Bredekamp innerhalb der seit den 1990er Jahren im deutschsprachigen Raum etablierten Bildwissenschaft und begründet die Wahl des japanischen Übersetzungsterminus *keishō* (形象) für „Bild“. Nachgezeichnet wird die theoriegeschichtliche Linie von Bergsons Bestimmung des *image* als einer Existenz „zwischen Ding und Vorstellung“ über Gottfried Boehms „Wiederkehr der Bilder“ bis zu Hans Beltings Begriff des „Trägermediums“ und seiner Bildanthropologie. Vor diesem Hintergrund erneuert Bredekamp den Bildbegriff durch das auf Aristoteles' *energeia* gestützte Konzept des Bildakts, demzufolge das Bild nicht statisches Abbild, sondern selbst wirkende Lebenskraft ist. Der übersetzte Abschnitt zeigt schließlich, dass Platons Bildkritik im Höhlengleichnis der *Politeia* zugleich eine nachdrückliche Anerkennung der Wirkmacht der Bilder darstellt: Gerade indem Platon die Bilder verbietet oder überwacht wissen will, bezeugt er die ungeheure Kraft ihrer Wirkung auf Affekt, Denken und Handeln.

1. 要旨

本稿は、ドイツを代表する美術史家ホルスト・ブレーデカンブ（Horst Bredekamp, 1947-）の著作『形象行為』（*Der Bildakt*, 2015）のうち、第1部「根源と概念」の第2章「プラトン、ハイデガー、ラカン」を構成する第1節「プラトンによる形象行為の確立」を部分的に翻訳したものである。底本としては、Horst Bredekamp: *Der Bildakt*. (Klaus Wagenbach, Berlin, 2015) S. 44-47 を使用した。

ブレーデカンブの『形象行為』は日本では未刊であるが、ここ20年以上にわたってドイツ語圏で確立されてきた新たな美術史領域である「形象学」（Bildwissenschaft）を、大胆に推し進めた画期的な視覚文化論として評価が高い。その内容は古代から近現代までの視覚芸術や哲学、さらには今日の映画やビデオアート、ならびにニュース映像などのメディア領域まで、横断的に鋭く診断した内容となっている。本書の広範な領域横断性が物語っている通り、「形象学」は美術史分野には限定されない、文学、哲学、言語学、神学、メディア学、経済学、政治学、自然科学などにも共有可能なテーマを提示しているため、本稿ではその一端の本邦初訳を試みた次第である。本稿の構成は、最初に解題としてホルスト・ブレーデカンブの略歴、ドイツ語圏の美学や芸術学における「形象」（Bild）概念をめぐる情報を簡便に提供していき、最後に訳文を提示する。

2. 解題

2.1. ホルスト・ブレーデカンブについて

ブレーデカンブは、1947年にドイツのキールに生まれ、その後、キール、ミュンヘンやベルリン、マールブルクの大学で美術史、社会学、哲学、考古学を学び、1974年にマールブルク大学で提出した『社会闘争のメディアとしての芸術——古代末期からフス戦争に至る聖像破壊論争』という博士論文をドイツの老舗出版社ズーアカンブから上梓し、美術史界隈で華々しいデビューを飾った。この著作では、1973年7月のカンボジア内戦の

戦場で撮影された仏陀の絵画の報道写真から、西洋の聖像破壊問題に発展させる鮮やかな図像分析が注目に値する¹⁾。すでにここには、「図像」(独: Bild) から連想される「絵画」や「写真」という、美術史の伝統に根差した従来の機能を解体し、社会や権力との関連性から図像に潜む「メディア／媒介」(独: Medium) 的機能を抽出しようとする傾向が伺える。

現在ブレードカンブはベルリン・フンボルト大学の芸術史教授として、数多くの著書と論稿を世に問うている。日本にも二度、来日している。

ブレードカンブの主要著作を挙げると、以下のようになる。

- ・ *Kunst als Medium sozialer Konflikte. Bilderkämpfe von der Spätantike bis zur Hussitenrevolution*. Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1975 (邦題: 『社会闘争のメディアとしての芸術——古代末期からフス戦争に至る聖像破壊論争』)
- ・ *Vicino Orsini und der heilige Wald von Bomarzo. Ein Fürst als Künstler und Anarchist*, mit Fotografien von Wolfram Janzer. 2 Bände. Wernersche Verlagsgesellschaft, Worms, 1985 (邦題: 『ヴィチーノ・オルシーニとボマルツォの聖なる森——芸術家にしてアナーキストとしての一君侯』)
- ・ *Sandro Botticelli: Primavera. Florenz als Garten der Venus*. Fischer, Frankfurt am Main, 1988 (邦訳: ブレードカンブ『ボッティチェリ「プリマヴェーラ」——ヴィーナスの園としてのフィレンツェ』、中江彬訳、三元社)
- ・ *Florentiner Fussball. Die Renaissance der Spiele: Calcio als Fest der Medici*. Campus, Frankfurt am Main, New York und Éditions de la Fondation Maison des Sciences de l'Homme, Paris, 1992 (邦訳: ブレードカンブ『フィレンツェのサッカー——カルチョの図像学』、原研二訳、法政大学出版局)

- ・ *Antikensehnsucht und Maschinenglauben. Die Geschichte der Kustkammer und die Zukunft der Kunstgeschichte*, Wagenbach, Berlin, 1993. (邦訳：ブレーデカンブ『古代憧憬と機械信仰——コレクションの宇宙』、藤代幸一・津山拓也訳、法政大学出版局)

- ・ *Thomas Hobbes visuelle Strategien. Der Leviathan: Urbild des modernen Staates. Werkillustrationen und Portraits*. Akademie, Berlin, 1999. (邦題：『トマス・ホッブズの視覚戦略術——リヴァイアサン：近代国家の原像——著作の図版と肖像画』)

- ・ *Die Fenster der Monade. Gottfried Wilhelm Leibniz' Theater der Natur und Kunst*. Wagenbach, Berlin, 2004. (邦訳：ブレーデカンブ『モナドの窓——ライプニッツの「自然と人工の劇場」』、原研二訳、産業図書)

- ・ *Darwins Korallen. Die frühen Evolutionsdiagramme und die Tradition der Naturgeschichte*. Wagenbach, Berlin, 2005. (邦訳：ブレーデカンブ『ダーウィンの珊瑚——進化論のダイアグラムと博物学』、濱中春訳、法政大学出版局)

- ・ *Galilei der Künstler. Der Mond, die Sonne, die Hand*. Akademie, Berlin, 2007. (邦訳：ブレーデカンブ『芸術家ガリレオ・ガリレイ——月・太陽・手』、原研二訳、産業図書)

- ・ *Theorie des Bildakts. Frankfurter Adorno-Vorlesungen 2007*. Suhrkamp, Berlin, 2010. (邦題：『形象行為の理論——フランクフルト・アドルノ講義 2007』)

- ・ *Leibniz und die Revolution der Gartenkunst. Herrenhausen, Versailles*

und die Philosophie der Blätter. Wagenbach, Berlin, 2012. (邦訳：『ライプニッツと造園革命——ヘレンハウゼン、ヴェルサイユと葉っぱの哲学』、原研二訳、産業図書)

・ *Der schwimmende Souverän. Karl der Große und die Bildpolitik des Körpers*. Wagenbach, Berlin, 2014. (邦訳：ブレーデカンブ『泳ぐ権力者——カール大帝と形象政治』、原研二訳、産業図書)

・ *Aby Warburg, der Indianer. Berliner Erkundungen einer liberalen Ethnologie*. Wagenbach, Berlin, 2019 (邦題：『インディアン、アビ・ヴァールブルク——ある偏見なき民族学をめぐるベルリン探求』)

・ *Michelangelo*. Wagenbach, Berlin 2021. (邦題：『ミケランジェロ』)

・ *Sigmund Freuds figürliche Psychoanalyse. Der Moses Michelangelos und die Sammlung von Idolen*. Schwabe, Basel, 2023. (邦題：『ジークムント・フロイトの形象的的精神分析——ミケランジェロのモーセ像と偶像蒐集』)

上記からも分かる通り、現時点においてすでにブレーデカンブの著作の邦訳は7冊もあるが、その中でもブレーデカンブの名を最も日本国内に知らしめたのは、1996年に邦訳された『古代憧憬と機械信仰——コレクションの宇宙』であろう。それまでヨーロッパにおいて、王侯貴族の私的な珍品陳列室である「ヴンダーカマー」（「驚異の陳列室」）に関しては、公共ミュージアムの前身として位置づけられるだけであり、大プリニウス（Gaius Plinius Secundus, 23-79）の『博物誌』から影響を受けた16世紀における「雑多な蒐集文化」の再現として扱われるに過ぎなかった。しかし、ブレーデカンブの『古代憧憬と機械信仰』はその見解を一新する。ブレーデカンブは、イタリア・ルネサンスが発明した絵画の一点透視図法を「ヴンダ

ーカマー」そのものを描いた図像の分析に応用することで、「ヴンダーカマー」における古代から近世までを象徴する蒐集物の展示空間の中に、一つの時間軸に裏打ちされた表象の連続線（自然—古代彫塑—人工物—機械）をあぶり出し、近世独自の分類方法があることを解明した。²⁾ ブレーデカンブ以降のヴンダーカマー研究は、ほぼ全てこの『古代憧憬と機械信仰』を出発点として進められているといつてよい。

2.2. 「形象」(Bild) について

ブレーデカンブが「形象学」(Bildwissenschaft) の理論的支柱の一人であることは先にも述べたが、この「形象学」に含まれる「形象」(Bild) の訳語が実は一筋縄ではない。「形象」はドイツ語では Bild (ビルト) と言われるが、英語では image にあたるため、日本の表象文化論界限において Bild は「イメージ」や「像」と翻訳され、Bildwissenschaft も Bild (「イメージ」) + Wissenschaft (「学知／科学」) という語の構成から、「イメージ学」と訳されることが主流となりつつある。しかし、本稿では Bild には敢えて「形象」、Bildwissenschaft には「形象学」という訳語を付している。その根拠は 20 世紀ドイツ語圏の美術史において、Bild をめぐって形成されてきた議論に関わっている。

ドイツ語の「形象」にあたる Bild の語源は決して明確ではない。³⁾ 古代ゲルマン語で「驚異の力」や「驚異のしるし」を意味する語幹 bil- に、Bild は由来すると言われている。⁴⁾ 西洋の哲学、神学、美学における Bild の意味としては、ギリシア語で「立像」「絵画」「シルエット」「影像」「影絵」「鏡像」を意味する *eikón* (*eikón* = エイコン) を起源としている。*eikón* はラテン語では「死者の肖像」や「肖像画」を意味する *imago* (イマーゴ) となり、表記が英語の image に近づいている。⁵⁾

20 世紀に入り、フランスの哲学者アンリ・ベルクソン (Henri-Louis Bergson, 1859-1941) は 1907 年に上梓した『創造的進化』(*L'Évolution créatrice*) の中で、フランス語で「イメージ」や「映像」などを意味する「イマージュ」

(image) に関して、以下のように喩えている。『『形態』(la forme) は、変異を撮影したスナップショットでしかない。したがって、ここでもやはり、われわれの知覚は、実在の流動的な連続性を、いくつかの非連続的なイメージのなかに固定しようとする⁶⁾』。ここでベルクソンは運動の連続性のことを、映画のスチール写真(「スナップショット」)を組み合わせた一つの総体として捉える。さらに、1911年に上梓した『物質と記憶』(*Matière et mémoire: essai sur la relation du corps à l'esprit*) 第7版の中で、ベルクソンはこの「イメージ」を明確に定義した。すなわち「イメージ」とは、「『もの』と『表象』の中間に位置する存在」のことである⁷⁾。例えば、観照者が動物園の檻の中に動き回る一頭のライオンだけを目にしている場合、そのライオンは飽くまで観照者が眼で限定した像に過ぎず、ライオン周辺にある事物は視界から排除されている。ベルクソンの理論によれば、ライオンのイメージはこの時、観照者の眼に映し出された静止画像であるため、観照者はその静止画像の連続によって「ライオンは動いている」という認識に至る。この場合、ライオンのイメージは実物のライオンでも観照者の主観的印象でもなく、映画のスクリーンに上映された映像のような、日常生活で時を刻む時間とは異なる別の時間軸のイメージを提示する。

このようなベルクソンに代表される哲学者たちのイメージ論がカント以降の抽象的な認識論の更新にのみ集約されてしまっていることを、ドイツ語圏の美学者ゴットフリート・ベーム (Gottfried Boehm, 1942-) は鋭く指摘している⁸⁾。ベームの論稿「形象の帰還」(*Wiederkehr der Bilder*, 1994)によれば、イメージというものは「歴史的多様性」において存在し、イメージが観照者に提示し語りかけることは、常にイメージの意味の震源地——すなわち文化的、社会的、宗教的文脈に根差している⁹⁾。例えば16世紀の宗教改革期に勃発した「聖像破壊運動」のような、歴史的かつ宗教的な状況に裏打ちされたイメージ(聖像)そのものが放射する力や知についての言及が、哲学におけるイメージ論には欠けているというのだ。

ドイツの美術史家ハンス・ベルティンク (Hans Belting, 1935-2023) はイ

メージのメディア性や身体性を強調することで、このベームのイメージ論を発展させた。ベルティンクによれば、イメージは観照者の眼差しと表裏一体であり、それら二つのものを媒介するものが「担い手メディア」(Trägermedium)である (Belting, 2000)¹⁰⁾。すなわち、観照者が絵画のイメージを知覚するためにはカンヴァス、映画を鑑賞するためにはスクリーン、テレビを見るためには受像機が必要であるように、イメージは何か抽象的かつ観念的なものではなく、常にそれを担うメディアを伴うことで、身体性を保持しているというのである。¹¹⁾

1990年代から2000年代においてドイツ語圏で闊達に議論されてきたこのようなイメージ論の文脈を背負いながら、ブレーデカンブは「形象行為」(Bildakt) という概念を通じて、これまでのイメージの定義を刷新する。ブレーデカンブの「形象行為」は古代ギリシアの哲学者アリストテレスの「エネルゲイア」(energeia)、すなわち「現実態」を前提としている。¹²⁾すでに『古代憧憬と機械信仰』(1993)において、絵画の人物像や動物像における動的な性質に関して言及されていたように、ブレーデカンブにとってイメージは、ベルクソンが言うような静止画ではなく、それ自体が「現実態」、つまり「はたらきのうちにあること」¹⁴⁾、ないしはその状態なのである。¹⁵⁾その場合「形象行為」は、美術史や映画やビデオアートなどの視覚芸術枠に留まらない、政治的プロパガンダやテレビのコマーシャル、広告媒体、レントゲン写真、微生物を映し出した顕微鏡のイメージに顕現するが、その際、イメージそのものに内在する生命力は観照者に働きかけるのだ。

もし、ブレーデカンブのいうイメージが、活人画のように現実態としての視覚生命体の様相を呈しているのであれば、Bildは「像」や「イメージ」という訳語よりも、それらも含めた「形象」がふさわしいのではないかと考え、以下に訳文を提示した次第である。もちろん、この「形象」という訳語もまだ議論の余地があることは十分に承知している。そのため、ドイツ語圏における最先端の視覚文化論を知る一つの契機として、以下の訳読を読んで頂ければ幸いである。

3. 訳文

プラトンによる形象行為の確立（前半）

キリスト教神学とは異なり、西洋哲学において、形象はその価値をめぐって、一度すらも中心的な地位を占めることがなかった。この欠乏が生じた根本的な理由は、次のような推定に起因している。いわば、プラトンが形象というものに対し、もっぱら否定的な価値しか認めてこなかったからである、というものだ。そのため、この問題に関する新たな考察に首尾よく着手するためにも、さしあたりプラトンの見解が事実と合致するのかを検討しなければならない。

哲学と形象の対立という構造において、プラトンによる洞窟の比喩は重要な役割を担っている。この比喩の中で、プラトンは影絵芝居として用いられる地下の自然空間をイメージしている。ヤン・サーンレダムは1604年に制作した銅版画（【図版】参照）で、ある塀の上に配置された様々な人



【図版】ヤン・サーンレダム『プラトンの洞窟の比喩』（1604）（図版出典：Wikimedia Commons）

形の影を洞窟の壁に投影させている炎を描くことにより、このプラトンの指示をイメージ化しようと試みた。そこでは、炎が産み出した形成物（Gebilde）として、遠く離れた世界に似せただけの単なる副次的な真理の象徴に過ぎない影の方に、人間たちは馴染んでしまっている。従順な囚人である彼らはこの影を實在だと思い込み、この影に従属してしまう。塙の背後にいる賢人たちはこの一連の出来事が眩惑のたぐいであることに気づいてはいるものの、その一方で、この洞窟の居住者でもある彼らは、壁の影に影響された彼ら自身の内面の情動に突き動かされてもいる。

この影により、感覚に馴染むすべての世界は、現実や真理の光への接近を阻む付随現象の小宇宙（Kosmos）に過ぎないものであるとして、失格者の烙印を押されてしまった。第二審級では、様々な人形の形象もまた、壁に投射されたあの影の形成物を産み出した張本人であるということで、罪を負わせられた。このようにプラトンが構想した影から形象批判への接続は古典的な技芸理論にふさわしく、影像の投射こそが絵画の根源であるとして、評価されることとなった。

それとは反対に、洞窟の比喩におけるプラトンの形象批判は同時に、形象の作用力（Wirkmacht）の承認でもあった。人間はどちらかというと太陽の光よりも形象が映し出す一連の影の方を追ってしまうことをプラトンが詳説するとき、このことは否定を介した形象行為（Bildakt）の力強い言語化となっている。様々な形象とそれらの影は、真理や観念の光よりも、作用力がある（kräftiger）ということだ。すなわち、影絵芝居に対するプラトンの否定的な規定の承認よりも力強い、情動、思考、行動に影響する様々な形象の力に関する彼の承認については、これまでほとんど言及されてこなかったというわけである。

プラトンに関して形象を形づくる技芸の問いに特化した文書は伝承されていないし、その問いが現れるときはいつでも、別の問題の注釈のために利用されてしまっている。このことは、プラトンの技芸に関する矛盾した発言に鑑みて、その発言から簡潔明瞭な美学を抽出できる見込みがないこ

とを支持している。しかしながら、様々な形象に活動的な力が備わっているという信念は、全ての発言を一つにする。プラトンによれば、洞窟の比喩に含まれた様々な形象の作用力への確信はその形象のジャンル全体に関わっていた。諸形象の作用力はプラトンにとってあまりに力強いため、その作用力による支配は禁止を通じて対処されなければならない。他方で、諸形象の作用力による模範的機能（Vorbildfunktion）は青少年教育にとって確かに必須であるため、この作用力は要請されるべきだ。これら両極のあいだで、プラトンの技芸概念は揺れ動いている。

さしあたりプラトンの拒絶は、世界を代替するためにそれを模倣しつつ二重化する諸形象だけを対象としているに過ぎない。プラトンの『国家』（*Politeia*）で展開された形象否定の根拠は、今日の読者にとって乏しく異様な印象を与える。なぜなら、これらの根拠には、洞窟の比喩にちなむ創意あふれる魔術や言語的輝きが何もないからである。プラトンによる理想国家の構想において、形象に敵対する論拠は厳格であり、かつ面白味に欠けている。芸術家は地上と天空のすべての産物の模造を心得ているのではないかという抗弁に対し、手に鏡を持っている人間は誰でも、同じように模倣の製造業者と見なされてしかるべきではないのか、という答弁が続く。このような観点から、自然の事物や造形された事物の再現を巧みにやってのけるようなあらゆる芸術家ないし詩人は、鏡を用いて制作する芸術家（*Spiegelkünstler*）や——洞窟の比喩に倣って——「影絵制作者」として、弾劾される。理想国家に模倣詩人が馴染まないという状況は同様に、芸術家にも該当する。

だが、上述の形象批判の根拠は洞窟の比喩におけるように、ここでもまた否定的表現を介したりスペクトという反転性を帯びている。模倣の詩学には、その性質上「支配されて」しまわざるを得ないような、有害な支配への衝動が備わっている。模倣の詩学を禁ずることは不可避である。なぜなら、この詩学は心を傷つける術を備えており、常に「再び子供じみた卑しい愛に逆戻りする」危険性が迫っているからだ。絵画は許されざる愛の

力によって活動する。そして絵画は人間の精神的に乏しい部分と交流している。これら拒絶と憂慮に満ちた格言は先の洞窟の比喩でも合致するテキスト箇所のように、模倣している諸形象の感性的作用力に関して、プラトンが微塵も軽視していないことを証している。むしろその感性的作用力が禁じられるか、あるいはせめて監視される必要があるほど、その作用の途方もない力を認めるというやり方で、プラトンはその作用力を要請しているのだ。

プラトンが模倣の形象においてただ非難すべき作用のみならず最高に価値ある作用をも認めていたことが繰り返し看過されてきたことよりも、上述のような事態こそ、ますます声高に強調されるべきである。ソクラテスが『クラテュロス』において、絵画は自然の模倣として再生産されるものではまったくなく、省略の技芸として本質を抽出できるものだと言明するとき、この主張は芸術家がただ鏡のように模写する者でしかないという非難を撤回している印象を与える。プラトンはソクラテスに、次のような詳しい説明をさせている。言葉をきわめて詳細に反復して語るのではなく、さっと捉える感じで省略しながら特徴づける言語にも、絵画に関する見解と同じことがあてはまる、と。言葉も芸術作品も事物を模倣し単に二重化するだけなのであれば、言葉や芸術作品など存在しないだろう、とソクラテスは続ける。絵画も言葉も縮減の描写能力を通じて、プラトンが『ティマイオス』において例えば天文学の雛形として認定した特徴的な再現の、あの分類的な力を備えている。宇宙（Kosmos）の構成と作用の仕方について「雛形を正確に観察せずに語ろうとすることは、無駄な労力だろう」とプラトンは解説する。

しかも、プラトンが自身の理想国家に関する論考を、「模範の形象」（Musterbild）としてある一つの絵画と比較するとき、それは絵画に対するきわめて高い評価を意味している。人間をあまりに完璧に描写した結果、その人間が実際のものとは似ても似つかぬものになり得るという画家の可能性を、プラトンは次のように彼自身の『国家』の構想と同一視している。

この構想は一つの国家をそのすべての側面において設計することはできないし、その完全な実現に役立てることも叶わないだろうが、とはいえ無価値であるわけではない、と。

[…]

注

- 1) Horst Bredekamp: *Kunst als Medium sozialer Konflikte. Bilderkämpfe von der Spätantike bis zur Hussitenrevolution*. Frankfurt am Main (Suhrkamp) 1975, S. 10-11.
- 2) ホルスト・ブレーデカンブ（藤代幸一・津山拓也訳）『古代憧憬と機械信仰』（法政大学出版局）1996, 19-26 頁。
- 3) Regine Prange: Bild. In: *Metzler Lexikon – Kunstwissenschaft. Ideen, Methoden, Begriffe*. 2. Aufl. Hrsg. von Ulrich Pfisterer. Stuttgart; Weimar (J. B. Metzler) 2011, S. 57.
- 4) Ebd.
- 5) Ebd.
- 6) アンリ・ベルグソン（松浪信三郎訳）「創造的進化」〔『世界の大思想 36——ベルグソン：時間と自由／創造的進化』（河出書房新社）1973, 344 頁〕なお、フランス語原文については、次の文献を参照した。Vgl.) Henri Bergson: *L'Évolution créatrice*, 4^e éd., Paris (F. Alcan) 1908, p. 327.
- 7) アンリ・ベルクソン（杉山直樹訳）『物質と記憶』（講談社）2019, 10 頁。
なお、フランス語原文については、第 20 版に付された第 7 版序文を参照した。Vgl.) Henri Bergson: *Matière et mémoire: essai sur la relation du corps à l'esprit*, 20^e éd., Paris (F. Alcan) 1925, p. III.
- 8) Gottfried Boehm: Die Wiederkehr der Bilder. In: *Was ist ein Bild?* Hrsg. von Gottfried Boehm, München (Wilhelm Fink) 2001, S. 30.
- 9) Ebd.
- 10) Hans Belting: Vorwort. Zu einer Anthropologie des Bildes. In: *Der zweite Blick. Bildgeschichte und Bildreflexion*. Hrsg. von Hans Belting und Dietmar Kamper, München (Wilhelm Fink) 2000, S. 9.
- 11) Ebd.
- 12) Horst Bredekamp: *Der Bildakt*. Berlin (Klaus Wagenbach) 2015, S. 11.
- 13) Horst Bredekamp: *Antikensehnsucht und Maschinenglauben. Die Geschichte der Kustkammer und die Zukunft der Kunstgeschichte*, Berlin (Klaus

Wagenbach) 2007, S. 49-50.

14) 桑子敏雄「現実態」〔廣松渉ほか編『岩波——哲学・思想事典』（岩波書店）1998, 456 頁〕

15) Bredekamp (wie Anm. 12), S. 19.

[研究ノート]

アンドレス・ベリヨ
『カスティーリャ語文法』 日本語訳 (9)

土 屋 亮

Translation in Japanese of Andrés Bello's
Gramática de la lengua castellana: Part 9

Tsuchiya Ryo

Abstract

The author has so far translated multiple chapters of *Gramática de la lengua castellana destinada al uso de los americanos* (*Grammar of the Castilian language for the Americans' use*) (1847) by Andrés Bello (1781-1865), the Venezuelan humanist, who exerted a profound influence on the development of Spanish philology and linguistics through this masterpiece.

This ninth article presents a Japanese translation of the text from Passage No. 232 to the end of Chapter 13 "On Pronouns" together with Bello's own commentary on the chapter. The translation is accompanied by annotations and explanatory notes intended to facilitate further inquiry and discussion.

序.

本稿は、ベネズエラの人文学者で法学者のアンドレス・ベリヨ（Andrés Bello 1781-1865）が 1847 年に出版した *Gramática de la lengua castellana destinada al uso de los americanos*（『アメリカ大陸の人々の使用に向けたカスティーリャ語文法』、以下『カスティーリャ語文法』）の日本語訳の第 9 稿である。ベリヨのスペイン言語学界における功績やその足跡については、

これまでの訳稿においてしばしばふれてきたのでそちらを参照していただきたい。本稿では、原著の「第 13 章：代名詞について」の 232 節から本章の終わりまでと、Bello 本人による注釈までを訳出する。なお、本文において、原文の意味するところが理解しにくいと思われる場合には、これまでと同様に、鉤括弧（〔 〕）に含まれる語句を補うこととしている。

＊「第 13 章代名詞について（De los pronombres）」の冒頭が 229 節であり、230 節から「人称代名詞（Pronombres personales）」というセクションに入っている。

232. 高位にある人物による公文書や命令において、*yo* や *nosotros* という代わりに、¹⁾*nós* という語が言われることがある。例えば、*«Nós don N., Arzobispo de... (…の大司教である、余、N は)»*、*«Nós el Deán y Cabildo de ... (…の聖堂参事会長であり参事会そのものでもある、余は)»* のように用いられている。最初の例において、複数性は虚構であり、権威や権力の表れとして人称が倍加している。しかし、たとえそれが実際にはただ一人の個人を意味する場合であったとしても、その構造においては真の複数であって、*«Nós (el Arzobispo) mandamos ([大司教である] 余は命ずる)»* や *«Si alguna contrariedad pareciere en las leyes (decía el rey don Alfonso XI), tenemos por bien que Nós seamos requeridos sobre ello (もし法律に何らかの矛盾が見られるような場合には (国王アルフォンソ 11 世様がおっしゃっていたことであるが)、そのことについて余の立ち合いが求められるべきであることを皆が良しとしている)»* のように言うのである。しかしながら、この虚構の複数は、形容詞化したうえで *nós* の補語となる実詞に拡張して運用されることはない。*«Elevada la solicitud a Nós el Presidente de la República, hemos resuelto (嘆願が共和国大統領である余に上申されたので、余は…を決断した)»* などのように。

233. 出版物においては、筆者が自らを一人称複数で指し示すことが頻繁に見られる。ソリスの³⁾《Nos hallamos obligados a elegir éste, de los tres argumentos que propusimos (我々は、提案した三つの議論のうち、これを選ばなければならない)》のように。しかし、この場合、*nosotros* の代わりに *nós* と言うことはない。

234. 二人称にも虚構の複数があり、それは *tú* の代わりに *vos* と言う場合がそうであって、礼儀や丁寧さを表明するために当該の個人を倍加したものとして想起するのである。しかしながら、今日では、神や聖人に話しかける場合や演劇の作品、法律ないし慣習法がそれ [= この *vos* の使用] を求めるような一部の公的な文書を除いては、この *vos* が用いられることはない。これら以外の場合において、*vosotros* の代わりに *vos* を用いるのは、今日、純粹に詩的であって、エルシーリヤの⁴⁾《Lanzad de vos el yugo vergonzoso (その恥ずべき軛をあなたから解き放たれよ)》のような例に見られる。

235. *vos* を用いる際、それが虚構の複数进行を意味する場合であっても、*nós* を用いるのとは同じではない。というのも、[*vos* を使用する場合] 実詞だけではなく、実詞にとって補語となる形容詞も単数に置かれるからである。たとえば、グラナダの⁵⁾《Acabastes, Señor, la vida con tan gran pobreza, que no tuvistes una sola gota de agua en la hora de vuestra muerte, y con tan gran desamparo de todas las cosas, que de vuestro mismo padre fuistes desamparado (主よ、あなた様は非常に貧しい状況でその生を終えられたので、亡くなるその瞬間には一滴の水もなく、ありとあらゆるものから捨て置かれた状態であったので、あなた様ご自身の父上からも見捨てられていたのですね)》という一節に見られるように。

236. *Yo* は、格に応じて屈折する。すなわち、命題における他の語との間に結ばれる相異なる関係に応じた様々な形式を取るものである。我々はもち

ろん三つの格を弁別することができる。

[まず、] *yo soy* (私は～である)、*yo leo* (私は読む)、*yo escribo* (私は書く) のように主語の *yo* が一つ。

[次に、] *me dices* (あなたは私に言う)、*me esperan* (彼らは私を待つ) のように、動詞を修飾する補語となる *me* が一つ。

[そして、] *tú no piensas en mí* (あなたは私のことを考えてくれていない)、*trajeron una carta dirigida a mí* (彼らは私宛ての手紙を届けてくれた) のように、前置詞の項となる *mí* が一つである。

237. 屈折の変化がある名詞の形態のうち、主語として機能するものを主格と呼ぶ。また、補語として機能する際の形態を補格、前置詞の項となる際の形態を項格と呼ぶ。⁶⁾

238. ここで読者に思い起こしていただきたいのは、補語には二種類あるということである。一つは、前置詞とその項から成り立っているもので、たとえば、*obedezco a la ley* (私は法に従う) において動詞を修飾しているものがそうである。いま一つは、補語が項のみによって成り立っているもので、たとえば、*cumplo la ley* (私は法を全うする) において動詞を修飾しているものがそうである。二つめの例では、*la ley* は補語の全体であるが、はじめの例においては、補語の一部に過ぎない項である。*me* という格は、[それのみで] 補語を形成するため、私はそれを補格 (*complementario*) と呼ぶが、一方で、*mí* という格は、補語の項のみを形成するので、項格 (*terminal*) と呼ぶのである。

239. とはいえ、*me* という形態は、区別が必要な二つの格を真に包含している。なぜなら、人称代名詞においては不変化の形態でもって表出されたとしても、指示詞においては、あとで見るように、そうではないからである。*tú me amas* (あなたは私を愛す)、*él me odia* (彼は私を憎む)、*ellos*

me ven (彼らは私を見る) と言うとき、私は愛され、憎まれ、見られる対象である。*me* はそれ自体で対格の補語を形作る。しかし、*tú me das dinero* (あなたは私にお金をくれる)、*él me ofrece favor* (彼は私に施しを提供する)、*ellos me niegan auxilio* (彼らは私に支援を断る) と言うときには、与えられ、提供され、断られるのは、それぞれ、金であり、施しであり、支援である。*yo* は単にそれぞれの行為が終結する先の項であり、言い換えれば、金や施し、支援の行き着く先である。*yo* は、動詞の直接目的語ではなく、与えられ、施され、断られるという行為が、その人の利益や被害となって行き着く人物に過ぎない。そして、*me* は、与格と呼ばれる様々な種類の補語を形成する。

240. したがって、次の四つの格を区別しなければならない。主格である *yo*、対格補語である *me*、与格補語の *me*、そして、項格である *mí* である。

241. 一人称の複数においては、単数と同様、二つの補語のみならず、主格と項格においても、形式上の区別がつかない。すなわち、主格は *nosotros* と *nosotras*、対格補語は *nos*、与格補語もやはり *nos*、項格は *nosotros*、*nosotras* である。たとえば、我々は *nosotros o nosotras somos, leemos* (我々は～である、我々は書を読む) や、*tú nos amas, él nos odia, ella nos ve* (あなたは私たちを愛す、彼は私たちを憎む、彼女は私たちを見る)、*nos das dinero* (あなたは私たちに金をくれる)、*nos ofrece favor* (彼女は私たちに恩恵を施す)、*nos negaron auxilio* (彼らは私たちに支援を断った) のように、そして、*no piensas en nosotros/en nosotras, no ha venido con nosotros/con nosotras* (あなたは私たちのことを考えない、彼は私たちと一緒に来なかった) のように言うのである。威厳の証として、*nós* が使われる場合、それがただ一人の人物が話す場合であっても、大勢が話す場合であっても、*nós* は主格であり、項格である。そして、強勢のない *nos* は、対格及び与格の補語である。

242. *tú* の屈折変化は *yo* と同様である。つまり、主格は *tú*、対格補語と与格補語が *te* であり、項格は *ti* である。

243. *vosotros* の屈折変化は *nosotros* と同様である。つまり、主格は *vosotros* と *vosotras*、対格および与格の補語は *os* であり、項格は *vosotros*、*vosotras* である。

用例： *tú escribes* (あなたは書く)、*te esperan* (彼らはあなたを待つ)、*te dan dinero* (彼らはあなたに金を渡す)、*a ti* (あなたに)、*por ti* (あなたのために)。*vosotros o vosotras escribís* (あなたたちは書く)、*os esperan* (彼らはあなたたちを待つ)、*os dan dinero* (彼らはあなたたちに金を渡す)、*a vosotros o vosotras* (あなたたちに)、*por vosotros o vosotras* (あなたたちのために)。

244. 主格において、*tú* の代わりに *vos* が用いられる場合、*-otros* と *-otras* の語尾は、それを有する格において省かれる。⁷⁾

245. 項格である *mí* と *ti* が、前置詞 *con* の後ろに現れる際、*migo* や *tigo* という形になり、⁸⁾ その前置詞とともに一語を形成する。すなわち、*conmigo* と *contigo* である。

246. 古くは、*con nosotros* や *con nosotras* の代わりに *nusco* や *connusco*、*con vosotros* や *con vosotras* の代わりに *vusco* や *convusco* と言っていた。

247. また、[古くは] *os* の代わりに *vos* とも言っていた。

所有代名詞⁹⁾ (Pronombres posesivos)

248. [代名詞の中でも] 特定の人称 (つまり、一人称、二人称、三人称であるが) の観念に、所有、あるいはむしろ、所属の観念を統合する代名詞は、所有代名詞と呼ばれる。これに該当するのは、[まず] *mío*、*mía*、*míos*、*mías* であり、これらは私 (*mí*) に属している。¹⁰⁾ [次に] *nuestro*、*nuestra*、*nuestros*、*nuestras* であり、これらは私たち (*nosotros*、*nosotras*、*nós*) に

属している。[さらに] あなた (ti) に属している、*tuyo*、*tuya*、*tuyos*、*tuyas*、そして、あなたたち (vosotros, vosotras, vos) に属している *vuestro*、*vuestra*、*vuestros*、*vuestras* が挙げられよう。[最後に] *suyo*、*suya*、*suyos*、*suyas* が挙げられ、これらは、単数であれ複数であれ、あらゆる三人称のものに属する。

249. 代名詞 *mío*、*tuyo*、*suyo* は、実詞と共起し、これに先行する場合には必ず、語尾の脱落を被る。そして、この語尾の脱落は、単数および複数双方で同様に必然的に生じる。したがって、*mío* や *mía* は強勢のない *mi* となり、*míos* と *mías* は *mis* となる。*tuyo*、*tuya* は強勢のない *tu* となり、*tuyos*、*tuyas* は *tus* となる。そして、*suyo* と *suya* は *su* となり、*suyos* と *suyas* は *sus* となる。たとえば、次の例のように。「Hijo *mío*, acuérdate de mis consejos, y dirige por ellos tus acciones, para que algún día hagas *tuya* la recompensa de reputación y confianza que los hombres por su propio interés dan siempre a la buena conducta (我が息子よ、私の忠告を思い起こすのだ。そして、その忠告に沿って自らの行動を導くのだ。いつの日か、[他の] 人々が自らの利益によって常に良き行いに与える名声と信用という報酬を我がものにできるように)」

250. 虚構の複数は所有代名詞にも拡大し、たとえば次の、カトリック王フェルナンドの遺言に見られるように言う。「Considerando en nuestro pensamiento que la naturaleza humana es corruptible, y que aunque Dios haya ordenado que nós hayamos nacido de sangre y estirpe real, y nos haya constituido rey y señor de tantos pueblos, no nos ha eximido de la muerte (我々の思考において人間の元来の性質が墮落しやすいものであることを考慮すると、そして、たとえ神が、我々人間が真の血と血統から生まれていることを要求し、我々のために法を作り、多くの人民にとっての主となっても、我々を死から自由にしてくれることはなかった)」。[この中では] *yo*

の代わりに *nós* と言い、*me* の代わりに *nos*、そしてそれゆえに、*mi* の代わりに *nuestro* と言うのである。

[そして、次のグラナダの例も同様である]¹¹⁾ «Habiendo vos, Señor, descubierto a los hombres tal bondad y misericordia, ¿es cosa tolerable que haya quien no os ame? ¿A quién ama, quien a vos no ama? ¿Qué beneficios agradece, quien los vuestros no agradece? (主よ、あなた様が人間のうちにそのような善と慈悲をお認めになられたのなら、あなた様を愛さない者がいることは看過できることでございましょうか。あなた様を愛さない者が一体誰を愛すというのでしょうか。あなた様の善行に感謝しない者が、一体何の善行に感謝するというのでしょうか。)»

251. *nos* や *vos* における比喩的な複数と同様に、礼儀や尊敬の表れとして真の人称を置き換える、虚構の三人称が存在する。国王や王子、大臣といった人物によるあらゆる行為や、彼らの精神的そして肉体的な状態が、たとえば、王の威厳や、王子の高潔、そして大臣の優秀さに帰せられるのである。[つまり、] *Su Majestad anda a caza* (国王陛下は狩りに出かけられる) や、*aún no se ha desayunado Su Alteza* (殿下はまだ朝食を召し上がっていない)、そして、*Su Excelencia duerme* (陛下がお休みになる) のようにである。我々がかような人物たちに言葉を差し向けるとき、我々は三人称の抽象的な性質と、二人称の虚構の複数を組み合わせるのである。たとえば、*Vuestra Majestad* (あなた様の威厳)、*Vuestra Alteza* (あなた様の高潔)、*Vuestra Paternidad* (あなた様の父性) のように。このような肩書のうちのいくつかは、その語源がほとんど覆い隠されてしまって、語中の音が消失するか、省略されることとなった。一例としては、*Usía* に行き着いた *Vuestra Señoría* や、*usted* に行き着いた *vuestra merced* がある。¹²⁾

252. この虚構の三人称には、単数および複数の双方がある。*Su Majestad* と *Sus Majestades*、*Usía* と *Usías*、*Usted* と *Ustedes* のように。これらは

常に動詞の三人称の形と用いられる。そして、この虚構の複数をもって述べられる全ての事象において、我々は、単数であれ複数であれ、男性であれ女性であれ、現実の単数ないし複数の人物の数と性にしたがって、その架空の三人称の人物¹³⁾を思い描かなくてはならない。したがって、もしある王子について述べるのであれば、*Su Alteza está enfermo* (殿下はご病気だ) と言い、王女について話をしているのであれば、*enferma* となる。また、*Su Señoría decretó* (閣下は下命された)、*Sus Señorías decretaron* (閣下の皆様方は下命された) と言うのである。このように、これらの肩書に言及する際の通常の所有詞は *su* であり、それは実際にその肩書を保有する人物たちと話す場合であってもそうである。たとえば、*Concédame Vuestra Majestad su gracia* (陛下におかれましては私めに御慈悲をお分け与えください) や *lléveme usted a su casa* (私をあなたのお宅にお連れください) のように。しかしながら、この肩書自体には、*vuestra* が使われる (その肩書を有する人物に向かって発話する際)。また、肩書を形成するのに貢献するその所有詞だけではなく他の形容詞もまた常に女性形の語尾に置かれる。たとえば、*Vuestra Majestad Cesárea* (皇帝陛下様)、*Su Alteza Serenísima* (誉に曇りのない殿下様)、*Usía Ilustrísima* (御高名極まる閣下様) のように、である。高位の人物と言葉を交わす際、*Vuestra Majestad* や *Alteza* などに代わって、*vos* が用いられることがあり、その場合には [所有詞は] *su* ではなく *vuestro*¹⁴⁾ が使われる。

253. *su* が不必要な場面で使用される場合がある。その場合、この所有代名詞と項による¹⁵⁾所有の観念が同時に表明されていることになり、*su casa de usted* (あなたのお宅) や *su familia de ustedes* (あなた方のご家族) のように言う。この使い方は、くだけた会話で *usted* に関連する場合には¹⁶⁾ほぼ限られる。

指示代名詞 (Pronombres demostrativos)

254. 指示代名詞とは、対象を示すにあたり、特定の人物から見たその状況を指摘するのに我々が用いる代名詞である。

Este, esta, estos, estas は、対象が一人称の人物に近いことを表し、*ese, esa, esos, esas* は対象が二人称の人物に近いことを表す。そして、*aquel, aquella, aquellos, aquellas* は、一人称および二人称の人物双方から対象が離れていることを表す。

255. 直前に示した三つの形容詞のそれぞれからは、母音 -o で終わる実詞が現れ、*esto, eso, aquello* となる。*Esto* は、一人称の人物に近いある事物や事物の集合を意味し、*eso* は二人称の人物に近いもの、*aquello* は一人称および二人称の人物双方から離れているものを意味する。これらは、同じ一つの形式のもと、ある時は単一性を、またある時は集合的複数性を意味しつつも、複数を欠く。

256. まず、指示の仕方が物質的である場合、我々は物体を、それらが占めている場所において指し示す。たとえば、次のケベド¹⁷⁾の例のように。
«Yo soy el desengaño; estos rasgones de la ropa son los tirones que dan de mí los que dicen que me quieren; y estos cardenales del rostro son los golpes y coces que me dan en llegando, porque vine y porque me vaya (余は幻滅の化身である。これらの服の裂け目は、余を愛しておると言う者たちが私を引っ張った痕だ。そして、顔にあるこれらの痣は、その者たちがやってきて余を殴打したり蹴ったりした痕だ。[彼らがなぜそのようなことをしたかと言えば、] 余がここへやってきたので、余を追い払いたいのだ)»。

257. また、別の場合には、指示が時に及ぶこともあり、その場合には、¹⁸⁾*este* や *esto* が現在を、*aquel* や *aquello* が過去ないし未来を指し示す。それ

ゆえ、*esta semana*（この週、今週）はいま我々がいる週を意味し、*aquel año*（あの年）はふつう、過去の、もう過ぎさった一年を意味する。そうであるから、『福音書』において主が、ユダヤの民に降りかかるであろう災いについて予言したのち、こう締めくくるのである。«¡Ay de las madres en aquellos días!（あの頃の母親たちは、なんと悲惨であったことか!）»

«No os admiréis les digo
Que llore y que suspire
Aquel barquero pobre
Que alegre conocistes»

(Lope)

（私は彼らに言う、驚くことなかれと
そなたたちが陽気者と見知っていた
あの貧しき船頭が、

涙を流し、そして、ため息をついていることに）

(ロペ・デ・ベガ)¹⁹⁾

ここで *Aquel* は、語り手自身を指し示しているが、遠い過去においてである。それは、あたかも、語り手がやや遠くにある絵画の中に自らの像を認め、それを見させているかのようなようである。

258. 地点についての指示が現実の対象物に対して行われるのなら、時についての指示は思考や観念のうえに及び、そして、後述するように、重要な応用を引き受けることになる。

259. 会話をしている人物のうちの一人が、自らが発言した直後のことについて言及するには、*este* や *esto* を用いて指し示す。また、その人物が、対話者が発言したばかりのことについて言及するには、*ese* や *eso* が用い

られよう。それから、一方の対話者が別の対話者に、心理的に相応の距離にあるとみなされている物事について想起してもらう場合には、[以下のセルバンテスの例で分かるように] 代名詞 *aquel* と *aquello* を使うであろう。

«Hágote saber, Sancho, que es honra de los caballeros andantes no comer en un mes, y ya que coman, sea de *aquello* que hallaren más a mano; y *esto* se te hiciera cierto si hubieras leído tantas historias como yo (サンチョよ、そなたにも知っておいてほしいのだが、放浪の騎士にとって一か月のあいだ食事を取らぬということは名誉なことなのだ。もし食べるとしても、手近なところにあるものを食べるようにしないといけないのだ。そなたがわしと同じぐらい騎士道物語を読んでおれば、このことはそなたにも間違いのないことであったろうに)»

«No digo yo, Sancho, que sea forzoso a los caballeros andantes no comer otra cosa, sino *esas* frutas que dices (サンチョよ、わしは、放浪の騎士はそなたが言うそのような果物以外を食べてはならぬと言っているわけではないのだ)»

«Me trae por estas partes el deseo de hacer en ellas una hazaña con que he de ganar perpetuo nombre; y será tal, que con ella he de echar el sello a *todo aquello* que puede hacer famoso a un caballero. ¿Y es de muy gran peligro *esa* hazaña?»

このわしを当地に呼び寄せたのは、ここで不朽の名声を勝ち得るような偉業を成そうという願いである。そのような偉業というのは、一人の騎士を有名にし得るあらゆる事柄を、完成するようなものであろう。——しかし、その偉業は、そんなに危険なものであろうか。

特定の人物と話さないような場合であるときも、*este* や *esto* は直前に言い終えられたことを復元するのに用いられ、*aquel* や *aquello* は、ほかの比較的遠い事柄を復元する。そして、文章を書く場合にはつねにそうであるように、我々は実際に読者と対話をしているのであって、*ese* や *eso* は書き手自身が読者に伝えたばかりの観念を指し示すのである。私が *la Europa*

está en paz（欧州は平和である）と言うとき、私のことばを聞くか読んでいるかしている者の精神において、この私の精神に存在している観念を呼び起こしているのである。つまり、欧州における平和という観念が、そのとき以降、私の悟性にあるのと同様に、聞き手ないし読み手の悟性に宿すことになるのである。そうして、私は自らの意思で互いの悟性におけるその観念を指し示すことができる。したがって、*Pero quién sabe cuánto durará esta paz o esa paz*（しかし、「この平和」あるいは「その平和」がどれだけ続くのか、一体誰が分かるのか）と付け加えることもできよう。前者（*esta paz*）の言い回しが最もよく見られるもので、後者（*esa paz*）はより表現力に富むものの、控えめに用いられなければならない、他の者たちがやっているように、あらゆる場面で使ってよいわけではない。

260. [現時点より] 少し前に言葉で伝えられた二つの観念をふたたび呼び起こすことになる場合、我々は通常、*este* と *aquel*、ないし *esto* と *aquello* を使用する。*este* や *esto* は、発話の瞬間から遠く離れていないほうの観念を示し、一方、*aquel* と *aquello* は、もう一方の[発話の瞬間から離れている方の] 観念を示す。たとえば、次のセルバンテスの例。«*Divididos estaban caballeros y escuderos, éstos contándose sus trabajos, y aquéllos sus amores*（騎士と盾持ちは離れていたが、後者は自らの職務の話をし、前者は自らの愛について語っていた）»。しかしながら、時には、*este* や *esto* と、*ese* や *eso* が同じ距離の意味で使われることもある。詩人たちは、このような二つの観念を呼び起こす際にも、指示詞を入れ替えて使う傾向がある。

«Yo aquel que en los pasados
Tiempos canté las selvas y los prados,
Éstas, vestidas de árboles mayores,
Aquéllos, de ganados y de flores»
(Lope)

(私はかつて
森と草原について歌った
樹齢の行った木々に覆われた前者と
家畜と花々に覆われた後者を)

(ロペ・デ・ベガ)

[ロペ・デ・ベガによるこの例は] この一節において、[指示詞が通常と入れ替わっていても] 何らの不都合もないことを示している。というのも、二つの指示詞の文法性を表す語尾が、²⁰⁾それぞれの言及する名詞を明確に示しているからである。

261. かつて、*este*、*esto*、*ese*、*eso* の代わりに、*aqueste*、*aquesto*、*aquese*、*aqueso* と言っていたことがあったが、この慣用は、今日の散文からは完全に消滅し、韻文においても稀である。

262. *Ese* と *eso* は (そのラテン語の起源 *ipse* の表現力を取り戻して) *el mismo* と *lo mismo* を意味することがある。例えば、次のようにセルバンテス²¹⁾に見られる。

«Eso se me da que me den ocho reales en sencillo, que una pieza de a ocho (私は通常のレアル銀貨8枚をもらうのでも、8レアル銀貨1枚をもらうのでも、どちらでもよい)»。

«Como yo esté harto (decía Sancho)²²⁾, eso me hace que sea de zanahorias que de perdices (私が満腹になるのでしたら [これはサンチョのセリフだが]、それが人参であろうとヤマウズラだろうと構いません)»。

263. 指示詞 *ese* や *eso* に我々が認めてしまう軽蔑や嘲弄のニュアンスもまた、ラテン語から採用されたものであり、この点についてリオハ²³⁾は偽善者たちのことをこう評している。«Esos inmundos trágicos, atentos al aplauso común, cuyas entrañas son infaustos y oscuros monumentos (あ

の悲劇的な汚らわしき者たち、大衆の拍手に敏感になり、その本質は不吉で暗い記念碑である)」。そして、リバデネイラも、自らのこととサン・イグナシオへの恩義について語り、こう述べている。「Por cuyas piadosas lágrimas y abrazadas oraciones confieso yo ser eso poco que ²⁴⁾ soy (この敬虔な涙と燃えるような祈りによって、私は自分がかくのごとくいかに小さき存在であるかを告白する)」。

264. かつて、*este otro* や *esto otro*、*ese otro* や *eso otro* の代わりに、複合した形である *estotro* や *esotro* という語も使われていたが、こちらは完全に古めかしくはなっていない。[一度現れた語を談話内に] 復元する用法において、二つの概念のうち近接していないほうを、*esotro* で指し示すのは気品がある。たとえば、次のコロマの例のように。「Finalmente hubieron los de Noyón de ceder al cuarto asalto, con muerte y prisión de toda la gente de guerra, dejando el más honrado ejemplo de cómo se debe defender una plaza; que aunque muchos salen de ellas entera la honra y la vida, *esotro* es lo más asegurado (ついにヌワヨンの者たちは第四の敵襲に降伏せざるを得なくなり、全ての戦士が戦死するかまたは捕虜となったが、城塞というものをいかに防衛すべきかについて最も名誉ある模範を残した。というのも、多くの者が名誉も命も保ったまま城塞を脱出できるが、前者 (²⁷⁾ *esotro*)こそが [名誉を保つには] 最も確実だからである)」。ここでは、二つの観念が比較されており、一つは何としても城塞を守り抜くこと、そして、もう一つは降伏することである。そして、*esotro* は前者、つまり、より遠いほうを復元している。次もコロマからの例である。「Hacía fuerza en el ánimo católico del rey el deseo de conservar la fe en Francia, cuyos historiadores, apasionados sin duda en este juicio, no acaban de darle otros motivos políticos; mas aunque pudo haber algunos de los que se han señalado, el principal fue *esotro*. (フランスにおいて信仰を守りたいという願いは、王のカトリック精神に頑強さを与えており、フランスの歴史家たちは疑

う余地なくこの判断に偏っていたが、その王の中に他の政治的な動機を見いだせないでいた。しかし、指摘された動機のうちの一つがあったかもしれないとしても、主たるものは先のものであった²⁸⁾)。》。

265. しかし、通常 *esotro* はより遠くの事物を指示するとはいえ、文法性を表す語尾によって二つの観念のうちどちらを復元しようとしているのかが分かる場合には、その二つのうち近い観念のほうを指示することになんら不都合はないであろう。次のアルカラ・ガリアノ²⁹⁾の例。《Donde los cuerpos deliberantes son más de uno, el mismo influjo³⁰⁾ ha de prevalecer en todos para que no sean la gobernación y el Estado entero, aquélla una guerra continua y *esotro*³¹⁾ un campo de batalla (審議体が二つ以上あるところでは、統治と国家全体が、前者が終わりのない戦争とならないよう、そして後者が戦場とならぬよう、すべての審議体において同じ影響力がそこに存在しなくてはならない)》。仮に、*gobernación* という語を *gobierno* に置き換えたとしても、依然として *esotro* の使用は擁護できるであろう。というのも、*aquel* と入れ替わるかたちで用いられているため、この指示詞³²⁾がより遠い事物の復元を担っていることは疑う余地のないことだからである。

注釈 IV

一代名詞について—

我々が信を置く権威の方が言うように、実質的な名詞³³⁾が、対象を、その性質について考慮することなく、ある絶対的な形で表現するものであるならば、*yo* (私) や *tú* (あなた) にこそこの名称を与える必要があるように思われる。なぜなら、それらは確かに、[固有名詞の] *Pedro* (ペドロ) や *Juan* (フアン) と同程度に、絶対的なやり方で、かつ同程度に対象の性質を考慮せず、それらを絶対的な形で指し示しているからである。実際、*hombre* (人・男)、*león* (ライオン)、*planta* (植物) といった一般的な呼称

³⁴⁾ 実詞においては、人称代名詞ほど対象の性質が完全に考慮の埒外に置かれているわけではないどころか、*virtud* (美德)、*vicio* (悪癖)、*extensión* (面積・広がり)、*color* (色) などのように、性質のみを意味する実詞さえ存在する。

世に言われているところによれば、代名詞は、名詞の繰り返しを避けるためにその代わりに置かれるという、[他のものから]それを区別する特徴を有しているという。しかし、名詞の代わりとなり、その職能を果たすこと、このことが偶然なのではなく、その本質や言語自体の構成によるのであるならば、それはまさに名詞そのものではないだろうか。

代名詞は、名詞と同様に、実詞と形容詞に分けられる。そして、名詞と同様に数と性を有し、(言われるところによれば)名詞と同様に屈折する。要するに、代名詞は名詞の職能および特徴を何一つ欠いてはいないのである。もし、この分類が参照しなければならないのが語の慣用であるならば、なぜ名詞と代名詞が異なる範疇に置かれることがあり得てしまったのか、私には理解できない。

加えて、煩わしい反復を回避するために名詞に代えて置かれることは、代名詞に特有というわけではなく、呼称名詞においても頻繁になされていることである。カルロス5世についてのある物語があるとすれば、その君主の固有名詞を繰り返さないために、「皇帝」という語が何度も使われることだろう。一方、自分自身について語る者は[自らのことを] *yo* (私) と100度も言うだろうが、名付け親から与えられた名前で自分自身を指し示すのは、おそらくたった一度だけだろう。それでは、避けるべき反復とは一体どのようなものだろうか。

しかし私も、代名詞が何らかの状況下で、あるいは全ての場合に、他の語類には見られない、それ特有の何がしかの特徴を示すことは認めよう。それを除いて、代名詞が、実質的であれ形容的であれ、³⁵⁾名詞の本質的な特性をすべて有しているのであれば、それは実詞や形容詞の特徴的な性質であって、それらと異なる品詞ではない。数名詞は、それらの特徴づける意

味によって名詞であることをやめないし、無人称および欠如動詞は、それが欠いている活用形のために、動詞でなくなるわけでもない。

(未了)

参考文献

RAE y ASALE (2009) *Nueva gramática de la lengua española*, Espasa, Madrid.

RAE y ASALE (2014) *Diccionario de la lengua española 23ª edición*, Espasa, Madrid.

拙稿 (2020b) 「アンドレス・ベリヨ『カスティーリャ語文法』日本語訳 (4)」『亜細亜大学学術文化紀要』37 号、pp.53-71。

拙稿 (2025b) 「アンドレス・ベリヨ『カスティーリャ語文法』日本語訳 (8)」『亜細亜大学学術文化紀要』46 号、pp.141-156。

注

- 1) 現代の表記であればアクセント記号なしの *nos* であるが、この用法に限って言えば、この表記のとおり、強勢が付される可能性が高いと考えられる。
- 2) 我々が依拠している版の一つである pdf 版 (過去の拙訳参照) には、ここに誤植があり、En el primer ejemplo de pluralidad es ficticia ...としている。前置詞 *de* となっている箇所は、定冠詞の *la* が正しく、他の版ではそのようになっている。
- 3) スペインの劇作家 Antonio de Solís y Rivadeneyra (1610-1686) を指す。この一文は 1684 年に出版された *Historia de la conquista de México* に見られる。
- 4) スペインの軍人で作家の Alonso de Ercilla y Zúñiga (1533-1594) を指し、この例は 1569 年から 1589 年にかけて出版された *La Araucana* の一節とみられる。
- 5) Luis de Granada (1504-1588) を指す。スペイン、グラナダ生まれのドミニコ会修道士で神学者、作家。
- 6) 試みに「補格」としたのは、原文では caso complementario である。ラテン語では対格と与格の形式が異なるので区別しなければいけないが、スペイン語においてはその区別がないので、補語の格で「補格」である。英文法における objective「目的格」と同様の発想であろう。一方、「項格」としたのは、caso terminal で、この terminal は「前置詞の項 término」から来ている。続く 238 節にベリヨの意図が述べられている。
- 7) たとえば、項格であれば、*con vosotros/vosotras* の代わりに、*con vos* となる。
- 8) 共時的にはこう言うより仕方がないが、通時的にはラテン語 *mecum* (私と

ともに) にさらに前置詞 *cum* を重ねた *cum mecum* の音韻変化の結果、この形式が現代に伝わっている。

- 9) 拙訳ではたびたびの註になるが、ベリヨにとっての「名詞」は「実詞」と「形容詞」の上位概念である。249 節の冒頭の文で明らかのように、「代名詞」も同様である。
- 10) ここが *yo* ではなく *mí* となっているのは、原文におけるこの箇所が *lo que pertenece a mí* であり、前置詞 *a* に後続しているからである。
- 11) 註 5 を参照されたい。
- 12) ここには、本書全体に註を付けているルフィノ・ホセ・クエルボ (Rufino José Cuervo) による、以下の註がある。

「抽象的な名詞を従える形で、この肩書を持つ人物に話す際、三人称の所有形容詞を用いるのは古い慣用である。たとえば、『ドン・キホーテ』(前編、第 47 章) においてサンチョが神父に、*su Reverencia* (あなた様の尊敬) や *su Paternidad* (あなた様の父性) と言っているが、このような言い方はコロンビアにおいては常に広く行われており、*vuestra merced* や *vuestra señoría* とは言わずに *su merced* や *su señoría* と言い、これらは通常の敬称表現であって、主人については前者を、教会の聖職者については後者を用いる。この三人称の所有詞の使用は、対話者に向かって常に何らかの肩書を付けて、これを用いる習慣から来ている。あるいは、むしろ、その肩書によって指示される人物に言及する、他のあらゆる所有詞が三人称であることから、その[所有詞の]使用がその肩書そのものに拡大したところによる。」

- 13) 「架空の三人称の人物」としたところは、原文では *una tercera persona imaginaria* で、ここにおける *persona* は「人物」と文法用語としての「人称」が重なっているように読める。
- 14) ここにはベリヨ自身による註があり、次のように言っている。

ここで一度立ち止まり、最近外国語からカスティーリャ語に取り入れられ、他の慣用同様、模倣されている慣用があることについてふれなくてはならない。[昨今] *Su Majestad el Rey de los franceses* (フランス国民の国王陛下)、*Su Santidad Benedicto XIV* (ベネディクト 14 世教皇陛下)、*Su Excelencia el Ministro de Estado* (国務大臣閣下) と言い、*la Majestad del Rey*、*la Santidad de Benedicto XIV*、*el Excelentísimo señor Ministro* と言わない者がある。私の記憶が確かならば、セルバンテスの作品には、*la Majestad del Emperador Carlos V* (皇帝カルロス 5 世陛下) や *su merced de la señora Lucinda* (ルシンダ夫人様) の表現が見つかる。また、

彼は「Sale Su Santidad del Papa vestido de pontifical con doce cardenales todos vestidos de morado (教皇聖下は、紫色の服を着た 12 人の枢機卿を伴い、祭服を身にまとい現れた)」と書いている。一方で、ホベリャーノス (Jovellanos) は、「La Santidad de Clemente VIII expidió un breve (教皇クレメンス 8 世聖下は小勅書を発表した)」や「Este breve y el de la Santidad de Paulo V (この小勅書およびパウルス 5 世聖下の小勅書)」など書いた。しかしながら、この外国語の慣用は、もはや後戻りができないほど受け入れられているものと思われ、したがって、我々の言語におけるこの慣用が廃れているということはない。

なお、この註における「フランス国民の国王」という表現について、『カスティーリャ語文法』は 1847 年の出版であり、同国の第二共和政が始まる前年であるため、当時は国王 (ルイ・フィリップ 1 世) が存在していた。また、ホベリャーノス (Gaspar Melchor de Jovellanos) は 1744 年生まれのスเปนの作家で、生年がセルバンテスとはほぼ 200 年異なる。セルバンテスが他の言語に影響された表現を用いているのに対し、200 年後のホベリャーノスが伝統的な語法を用いているわけだが、だからといって、前者の語法が廃れたということではないというのがベリヨの見解のようである。

- 15) ここで言う「項による」というのは、*su casa de usted* の *de usted* の部分を指すと考えられる。
- 16) 本文では *usted* にほぼ限られるとあるが、現代のスเปน語においてはそのようなことはなく、その他の名詞句においても *su* との共起は見られる。たとえば、「私の父の兄または弟」を意味する *su hermano de mi papá* (RAE y ASALE 2009: 1358) などの例を参照。
- 17) スเปนの政治家で詩人、小説家の Francisco de Quevedo (1580-1645) を指す。
- 18) ここで言う *este* は、続く *esta semana* の例で分かるように、*esto* に対して、文法性を有する形式という意味で書かれている。したがって、*esta*、*estos*、*estas* もあり得る。後続の *aquel* も同様である。
- 19) Lope de Vega Carpio (1562-1635) はスเปนの劇作家、詩人。膨大な数の喜劇を残したことで知られる。
- 20) 「文法性を表す語尾」とした箇所は、原文では *las terminaciones genéricas* であるが、ここにベリヨ自身による、次のような註がある。

genérico という語は、ある時は *general* と同じ意味を表すが、別の時には、文法において *género* と呼ばれるものに関連する意味を表す。

- 21) 続くセルバンテスの例はどちらも『ドン・キホーテ』から取られたものだが、

ここの解釈にあたっては、Centro Virtual Cervantes がウェブページ上に公開している注釈を参照した。いずれも、2026 年 6 月 18 日最終閲覧。

(1 例目) https://cvc.cervantes.es/literatura/clasicos/quijote/edicion/parte1/cap02/cap02_02.htm

(2 例目) https://cvc.cervantes.es/literatura/clasicos/quijote/edicion/parte2/cap55/cap55_02.htm

- 22) この“decía Sancho”はベリヨが加えたもので、セルバンテスの原文にある訳ではない。
- 23) リオハとはスペイン人の詩人 Francisco de Rioja (1583-1659) を指しているが、この例の出典である *Epístola moral a Fabio* という作品の著者は、近年になって別の人物 Andrés Fernández de Andrada (1575-1648) の作であることが、Dámaso Alonso によって確認されたという (https://www.rae.es/sites/default/files/hojear_epistola_moral_a_fabio.pdf)。
- 24) リバデネイラとは、スペインの詩人 Pedro de Ribadeneyra (1526-1611) を指していると考えられる。
- 25) この例における *eso* の用法は、現代語における *lo*に通じるものがある。*lo poco que soy* と比較されたい。
- 26) コロマとは、スペインの軍人および外交官で文筆家の Carlos Coloma (1566-1637) を指しているものと思われる。
- 27) 「前者」とは、直前の文「戦死するかまたは捕虜とな」ることを指していると考えられる。この *esotro* は中性である。
- 28) 「先のもの」としたのは、「信仰を守ること」に該当する。
- 29) アルカラ・ガリアノとは、Antonio Alcalá Galiano (1789-1865) を指していると思われるが、この出典にたどり着くことはできなかった。今後の課題としたい。
- 30) この *el mismo influjo* の箇所にはベリヨ自身による以下のような註がある。
ここは *un mismo influjo* がより適切であったろうと私には思われる。*el mismo influjo* は、述べられた直後の影響力 (*influjo*) を意味するからであり、著者の意図したことはそれではなかったはずである。[本書の] 別の箇所で *el mismo* と *un mismo* という表現の異なる価値について述べることになる。
- 31) 二つの観念 *la gobernación* と *el Estado entero* のうち、*esotro* は「近い」ほうの *el Estado entero* を指す。
- 32) むろん、*esotro* を指す。
- 33) 原文では *nombre sustantivo* で、現代の我々が「名詞」と呼ぶところに等

しい。拙訳では伝統的な用語法に従い、sustantivo(s) が単独で用いられる場合には、これを「実詞」と訳している。

- 34) 呼称実詞（名詞）という用語については、本書の第4章、100節（拙訳（2020b）に収録）を参照。
- 35) くどいが、名詞は実詞と形容詞の上位概念であるので、ここを「実詞であれ形容詞であれ」と読み替えてよい。

亜細亜大学「総合学術文化学会」規程

第1条（名称・所在）本学会は、「亜細亜大学『総合学術文化学会』」と称し、事務局を亜細亜大学内に置く。

第2条（目的）本学会は、言語、情報、文化、体育、教育に関する学問の研究を行い、もって会員相互の研究活動に資するとともに、学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)学会誌『亜細亜大学 学術文化紀要』の刊行
- (2)その他

第4条（会員）本学会の会員は、本学会の趣旨に賛同する亜細亜大学専任教員とする。

第5条（構成）本学会は、次の者をもって構成する。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 1 名
- (3)会 員

第6条（総会・会長・副会長）

- (1)本学会は、年次会員総会を開催し、会長、副会長、編集委員（6名）を互選する。
- (2)会長は、本学会を総括し、代表する。
- (3)会長は、年次会員総会および臨時会員総会を招集する。
- (4)副会長は、会長を補佐し、総務をつかさどる。

第7条（編集委員会・編集委員長）

- (1)編集委員は、編集委員会を構成し、委員長を互選する。
- (2)編集委員長は、編集委員会を総括し、代表する。
- (3)編集委員長は、編集委員会を招集する。

第8条（任期）会長、副会長ならびに編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（会計）

（1）本学会の運営は、大学の補助金による。

（2）年度会計報告は、会長が年次会員総会において行う。

第10条（細則） 本規程の施行に関する細則は別に定める。

第11条（改正） 本規程の改正は、会員総会出席者の過半数の同意を得て行う。

第12条（施行） 本規程は、平成14年4月1日から施行する。

亜細亜大学『学術文化紀要』刊行規程

(目的および名称)

1. 「亜細亜大学『総合学術文化学会』」会員（以下「会員」という）の研究成果を発表し、学術・文化の発展に寄与することを目的として、研究誌『学術文化紀要』（以下「本誌」という）を刊行する。
2. 上記研究成果とは、論文・研究ノート・書評ならびに資料等をいう。

(刊行)

3. 本誌の刊行は年2回とし、7月と1月に刊行する。

(投稿資格)

4. 本誌に研究成果を投稿する資格を有する者は、会員、非常勤講師（共通科目担当）、ならびに学外研究者・教育者とする。
5. 非常勤講師の場合は、会員の推薦を必要とし、編集委員会の議を経て、投稿を認める。
6. 学外研究者・教育者の場合は、会員との共同執筆の場合に限り、投稿資格を有するものとする。

(発行者)

7. 本誌の発行者は、「亜細亜大学『総合学術文化学会』」とする。

(投稿および掲載)

8. 本誌への投稿および掲載は、次のとおりとする。

- (1) 和文投稿原稿の分量は、次のとおりとする。

論文：400字詰め原稿用紙40枚以内

研究ノート・書評・資料等：同上20枚以内

- (2) 和文以外の言語による投稿の分量は、和文に準ずるものとする。

- (3) 投稿論文原稿については、本誌の質の維持・向上のため、査読審査を行うものとする。

査読の実施に関しては、別に定める「査読審査制度内規」によるものとする。

- (4) 原稿には、英文、その他の言語による題名およびローマ字表記による執筆者氏名を付記するものとする。
- (5) 原稿（書評、資料等を除く）には、英文、その他の言語による要旨 200 語程度を付するものとする。
- (6) 投稿論文原稿は、査読審査終了分から、順次、掲載可能最新号に掲載するものとする。
- (7) 資料原稿については、資料および本誌に掲載することの学問的意義を示す投稿者の意見を資料前文として記載するものとする。
- (8) 掲載原稿のゲラ校正は、原稿執筆者が行う。
- (9) 本誌に掲載された研究成果については、その抜き刷り 30 部を原稿執筆者に提供する。
- 30 部以上を希望する場合は、超過分の経費を原稿執筆者が負担する。
- (10) 投稿原稿の返却は行わない。
- (11) 本誌に掲載された研究成果についての質疑については、原稿執筆者において応ずるものとする。
- (12) 投稿原稿は、本誌の目的に照らして、編集委員の過半数が不適格と認めた場合には掲載しないものとする。

(原稿料)

9. 本誌掲載原稿の原稿料は支給しない。

(学術リポジトリ)

10. 本誌に掲載された学術論文等は、「亜細亜大学学術リポジトリ」へ登録し、公開するものとする。ただし、執筆者から、辞退の申し出があった学術論文等については、これを行わない。

(規程の改正)

11. 本規程の改正は、編集委員会の過半数の同意を得て行うものとする。

(実施)

12. 本規程は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。

平成 22 年 4 月改定

平成 23 年 11 月改定

平成 28 年 7 月改定

亜細亜大学『学術文化紀要』投稿要領

総合学術文化学会紀要編集委員会

1. 本誌に研究成果を投稿する資格を有する者は、会員、非常勤講師（共通科目担当）、ならびに学外研究者・教育者とする。非常勤講師の場合は、会員の推薦を必要とし、編集委員会の議を経て、投稿を認める。学外研究者・教育者の場合は、会員との共同執筆の場合に限り、投稿資格を有するものとする。
2. 投稿内容は、言語、情報、文化、体育、教育に関する論文・研究ノート・書評ならびに資料等とし、完結した未発表のものに限る。
3. 投稿論文原稿については、本誌の質の維持・向上のため、査読審査を行う。
4. 資料原稿については、資料および本誌に掲載することの学問的意義を示す投稿者の意見を資料前文（1000字程度）として記載する。
5. 原稿の掲載可否および掲載の時期は、編集委員会において決定する。
6. 投稿された原稿は返却しない。
7. 原稿は電子機器で作成するものとし、原則として和文原稿はA4判用紙に横書きで、全角40字×38行、和文以外の言語による原稿はA4判用紙に横書き、ダブルスペースで作成する。
8. 投稿の際は原稿2部と電子媒体（CDROM、USBメモリ等）を提出する。論文投稿の場合は、査読用のため2部の原稿のうち1部は著者名を削除すること。
9. 原稿の表題のページには論文・研究ノート・書評および資料等の区分を明記する。
10. 原稿の訂正が求められた場合、訂正済みの原稿1部とその電子媒体を提出する。ただし、訂正が軽微な場合は、原稿とその電子媒体を再提出

せず、校正の際に必要な訂正を行ってもよい。

11. 投稿者には抜き刷り 30 部を無料提供する。31 部以上希望する場合は追加分を投稿者の負担として増刷することができる。希望者は投稿時に追加部数を表題のページに朱記すること。
12. 投稿原稿の分量は原則として、論文の場合、A4 判用紙（横書きで全角 40 字×38 行）で 12 枚以内（図表、抄録、注などを含める）、研究ノートの場合、A4 判用紙（横書きで全角 40 字×38 行）で 6 枚以内（図表、抄録、注などを含める）、書評・資料等の場合、A4 判用紙（横書きで全角 40 字×38 行）で 6 枚以内（図表、注などを含める）とする。和文以外の言語による原稿の分量は上記和文原稿の場合に準ずる。
13. 原稿は白黒印刷されることを前提に作成する。学術的にカラー印刷が必要な場合は、カラー印刷の可否、印刷費用の負担等について編集委員会と協議を行う。
14. 欄外脚注は用いず、末尾注とする。
15. 挿図や写真（ボジに限る）は直接印刷できるような鮮明なものとする。
16. 原稿には、英文、その他の言語による題名およびローマ字表記による執筆者氏名を付記する。
17. 論文原稿と研究ノート原稿には、英文、その他の言語による 200 語程度の要旨を添える。日本語・英語以外の言語による原稿には、日本語あるいは英語による 1200 字程度の要約添付をお願いする。
18. 投稿原稿は、編集委員長に提出する。

平成 14 年 4 月制定
平成 15 年 12 月改定
平成 20 年 10 月改定
平成 21 年 10 月改定
平成 22 年 4 月改定
平成 25 年 6 月改定
平成 28 年 7 月改定
平成 30 年 6 月改定

亜細亜大学 総合学術文化学会会員名簿

(令和8年9月 所属学部 五十音順)

学会会長：松本 賢信

同副会長：高澤美由紀

【経営学部経営学科】

浅野 麗
大山 岩根
小川 直之
加藤 恵理
鎌田 遵
小池 求
小湊 真衣
清水 淳
馬場 浩平
三門 準

【経営学部データサイエンス学科】

安形 輝
堀 玄
吉田 律

【経済学部】

一山 稔之
大森 克徳
岡村 佳奈
奥井 智之
立尾 真士
土屋 亮
諸井 貴子

【法学部】

池田 明子
稲本 唯史
今津 敏晃
佐藤 知乃
高澤美由紀
松本 賢信
三浦 朋子
八谷 舞

【国際関係学部国際関係学科】

青山 治世
池亀 直子
大野 亮司
ブルックス, ミキオ

【国際関係学部多文化コミュニケーション学科】

綾野 誠紀
小竹 直子
田部井圭子

【社会学部】

石田 幸生
顧 姍姍
田原加奈子

【健康スポーツ科学部】

鹿内 菜穂
長浜 尚史
東浦 拓郎
堀内 昌一

執筆者紹介（執筆順）

小 竹 直 子 国際関係学部教授（日本語学）
小 川 直 之 経営学部教授（フランス文学）
馬 場 浩 平 経営学部講師（ドイツ文学）
土 屋 亮 経済学部准教授（スペイン語学、ロマンス語学）

編集委員（五十音順 ○印委員長）

一 山 稔 之 経済学部教授
小 池 求 経営学部准教授
高 澤 美由紀 法学部教授
東 浦 拓 郎 健康スポーツ科学部准教授
ブルックス, ミキオ 国際関係学部教授
○松 本 賢 信 法学部教授

亜細亜大学学術文化紀要 第48号（2026）

ISSN 2436-9411（オンライン）

2026年9月30日 発行

編集者 亜細亜大学総合学術文化学会
発行者 亜細亜大学総合学術文化学会
製作者 株式会社 南窓社

発行所 〒180-8629 東京都武蔵野市境5丁目8番 ☎(0422) 54-3111 亜細亜大学

**Journal of the Society
for
General Academic and Cultural Research**
No. 48 2026

CONTENTS

[Research Notes]

- The Influence of Perceived Imposition on the Choice of
Permission-Seeking Expressions
— Focusing on Contexts with Marked Differences Between
Native Speakers and Learners — *Naoko Kotake* 1
- “Jeanne-Louise of Edo”, a bell ringing in Tsukiji-Akashichō
— A short introductory essay on the History of the Westernization
in Japan during the Meiji era — *Naoyuki Ogawa* 9
- Übersetzung und Kommentar: Horst Bredekamp, *Der Bildakt* (2015)
— Platons Begründung des Bildakts (1. Teil) — *Kohei Baba* 21
- Translation in Japanese of Andrés Bello’s *Gramática de la
lengua castellana*: Part 9 *Ryo Tsuchiya* 35
- Rules and Guidelines of the Society
for General Academic and Cultural Research 57
-

The Society for General Academic and Cultural Research
ASIA UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN